

令和3年1月25日判決言渡

令和2年（行ケ）第10007号 審決取消請求事件

口頭弁論終結日 令和2年11月17日

判 決

原 告 松 山 株 式 会 社

同訴訟代理人弁理士 樺 澤 聡
同 山 田 哲 也

被 告 小 橋 工 業 株 式 会 社

同訴訟代理人弁護士 高 橋 雄 一 郎
同 阿 部 実 佑 季
同 北 島 志 保

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

特許庁が無効2017-800153号事件について令和元年12月17日にした審決を取り消す。

第2 事案の概要

1 特許庁における手続の経緯等

- (1) 被告は、名称を「ロータリ作業機」とする発明に係る特許（特許第5996033号。平成23年5月24日を出願日とする特願2011-1156

79号（原出願）の一部を平成27年4月8日に分割出願した特願2015-79549号に係る特許。設定登録日平成28年9月2日。請求項の数5。以下「本件特許」という。）の特許権者である。

- (2) 原告は、平成29年12月20日、特許庁に請求項1～5に係る発明の特許につき無効審判請求をし、特許庁は上記請求を無効2017-800153号事件として審理した（以下「本件無効審判」という。）。被告は、令和元年7月31日付けで訂正請求をした（甲60）。なお、この訂正請求がされたことによって、それより先に請求されていた平成31年4月16日付け訂正請求は取り下げられたものとみなされた（特許法134条の2第6項）。

特許庁は、令和元年12月17日、結論を「特許第5996033号の特許請求の範囲を訂正請求書に添付された訂正特許請求の範囲のとおり、訂正後の請求項〔1～5〕について訂正することを認める。本件審判の請求は、成り立たない。審判費用は、請求人の負担とする。」とする審決（以下「本件審決」といい、本件審決によって認められた訂正を「本件訂正」という。）をし、その謄本は同月26日に原告へ送達された。

- (3) 原告は、令和2年1月23日、本件審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した。

2 特許請求の範囲の記載

本件訂正後の特許請求の範囲の請求項の記載は、次のとおりである（以下、本件訂正後の請求項1～5記載の発明を、請求項の番号に応じて、それぞれ「本件発明1～5」という。）。

【請求項1】（本件発明1）

作業ロータと、

前記作業ロータの上方を覆うシールドカバー本体部と、

前記シールドカバー本体部の左右側側面に配設されたサイドシールドと、

前記シールドカバー本体部に対して上下回動可能に連結されて前記作業ロー

タの後側を覆うエプロン本体部と、

前記エプロン本体部の前記作業ロータ側に両持ち状態で接合された、弾性力を有するカバー材と、

前記エプロン本体部の前記作業ロータ側に配置された整地部材と、

前記エプロン本体部の左右側側面に接続されたエプロンサイドプレートと、

前記作業ロータのロータリー軸に動力を伝達するチェーンを覆うチェーンケースであって、前記チェーンケースは前記サイドシールドよりもさらに前記シールドカバー本体部の左右いずれかの外側に位置し、前記チェーンケースの下側部分が耕耘地面よりも下部に位置するように前記耕耘地面を深い位置まで耕耘する場合には、前記チェーンケースによって前記耕耘地面にチェーンケース跡の溝が形成されるように固定されたチェーンケースと、を有し、

前記カバー材と前記整地部材とは、前記作業ロータ側からこの順で前記エプロン本体部に接合され、前記カバー材の後側は前記整地部材の前側と重畳し、

前記エプロンサイドプレートは、前記サイドシールド側の端部がエプロン本体部側方向に折れ曲がった屈曲部を有し、かつ、前記エプロン本体部との接続状態を第1の状態から第2の状態へ変化させることで、前記エプロンサイドプレートの下側方向位置に、耕耘された土砂を外側方に流し出し前記チェーンケース跡の溝に供給して前記チェーンケース跡の溝を埋め戻す開口部を形成可能なロータリ作業機。

【請求項2】（本件発明2）

作業ロータと、

前記作業ロータの上方を覆うシールドカバー本体部と、

前記シールドカバー本体部の左右側側面に配設されたサイドシールドと、

前記シールドカバー本体部に対して上下回動可能に連結されて前記作業ロータの後側を覆うエプロン本体部と、

前記エプロン本体部の左右側側面に接続されたエプロンサイドプレートと、

前記作業ロータのロータリー軸に動力を伝達するチェーンを覆うチェーンケースであって、前記チェーンケースは前記サイドシールドよりもさらに前記シールドカバー本体部の左右いずれかの外側に位置し、前記チェーンケースの下側部分が耕耘地面よりも下部に位置するように前記耕耘地面を深い位置まで耕耘する場合には、前記チェーンケースによって前記耕耘地面にチェーンケース跡の溝が形成されるように固定されたチェーンケースと、を有し、

前記エプロンサイドプレートは、前記サイドシールド側の端部がエプロン本体部側方向に折れ曲がった屈曲部を有し、かつ、前記エプロン本体部との接続状態を第１の状態から第２の状態へ変化させることで、前記エプロンサイドプレートの下側方向位置に、耕耘された土砂を外側方に流し出し前記チェーンケース跡の溝に供給して前記チェーンケース跡の溝を埋め戻す開口部を形成可能であり、

前記エプロンサイドプレートは、上下を逆にして接続することによって、前記エプロン本体部との接続状態を前記第１の状態から第２の状態へ変化させるロータリ作業機。

【請求項３】（本件発明３）

前記エプロンサイドプレートには、第１の接続部及び第２の接続部が形成され、

前記エプロン本体部の左右側側面には、第１の被接続部及び第２の被接続部が形成され、

前記第１の状態においては、前記第１の接続部と前記第１の被接続部とが接続され、前記第２の接続部と前記第２の被接続部とが接続され、

前記第２の状態においては、前記第１の接続部と前記第２の被接続部とが接続され、前記第２の接続部と前記第１の被接続部とが接続される請求項２に記載のロータリ作業機。

【請求項４】（本件発明４）

前記屈曲部は、前記エプロン本体部及び前記整地部材が整地可能な状態において、前記シールドカバー本体部に接続されたサイドシールドと前記エプロンサイドプレートとが重畳状態になる部分を少なくとも含むように形成される請求項１に記載のロータリ作業機。

【請求項５】（本件発明５）

前記エプロンサイドプレートの後側方向に位置する部分は、前記第１の状態においても前記第２の状態においても、前記エプロン本体部よりも突出する部分を有しない請求項１～４いずれか１項に記載のロータリ作業機。

３ 本件審決の理由の要旨

(1) 本件無効審判において、原告は、次のような無効理由を主張した（本件審決１４～１６頁）。

ア 無効理由１

本件発明１～５は、検甲１（ＫＪＬ１８０型のコバシローター、製造番号４３１７１１２７）に示される、本件特許の出願前に公然実施をされた発明（以下「検甲１発明」という。）と同一であるから、特許法２９条１項２号に該当し、特許を受けることができないものであり、仮に同一でないとしても、本件特許の出願前に公然実施をされた検甲１発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法２９条２項の規定により特許を受けることができない。

イ 無効理由２

本件発明１～５は、甲１０に記載された発明（以下「甲１０発明」という。）、甲１１に記載された技術事項、及び周知技術又は先行技術（甲３，甲１２，甲１３，検甲１）に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法２９条２項の規定により特許を受けることができない。

ウ 無効理由３

本件発明 1 ～ 5 は、甲 3 に記載された発明（以下「甲 3 発明」という。）及び甲 1 1 に記載された技術事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法 2 9 条 2 項の規定により特許を受けることができない。

エ 無効理由 4

本件発明 1，4 及び 5 は、甲 1 4 に記載された発明（以下「甲 1 4 発明」という。）と同一であるから、特許法 2 9 条 1 項 3 号に該当し、特許を受けることができないものであり、仮に同一でないとしても、本件発明 1，4 及び 5 は、甲 1 4 発明及び検甲 1 に示された技術事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法 2 9 条 2 項の規定により特許を受けることができない。

本件発明 2 及び 3 は、甲 1 4 発明、甲 1 1 に記載された技術事項及び検甲 1 に示された技術事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法 2 9 条 2 項の規定により特許を受けることができない。

オ 無効理由 5

本件発明 1，4 及び 5 は、甲 1 5 に記載された発明（以下「甲 1 5 発明」という。）及び検甲 1 に示された技術事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法 2 9 条 2 項の規定により特許を受けることができないものであり、本件発明 2 及び 3 は、甲 1 5 発明、甲 1 1 に記載された技術事項及び検甲 1 に示された技術事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法 2 9 条 2 項の規定により特許を受けることができない。

カ 無効理由 6

本件特許の特許請求の範囲の記載は、特許法 3 6 条 6 項 2 号に規定する明確性要件を満たしていない。

(2) 本件審決の理由は、別紙審決書（写し）のとおりであり、各無効理由に対する本件審決の判断の要旨は次のとおりである。

ア 無効理由 1 について（本件審決 83～85 頁）

本件発明 1～5 は検甲 1 発明と同一ではなく、また検甲 1 発明並びに甲 1 1，甲 1 4 及び甲 1 5 に記載されている周知技術又は公知技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではない。

イ 無効理由 2 について（本件審決 87～90 頁）

本件発明 1～5 は、甲 1 0 発明、甲 1 1 に記載された技術事項及び周知技術（甲 3，検甲 1）に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではない。

ウ 無効理由 3 について（本件審決 92～93 頁）

本件発明 1～5 は、甲 3 発明、甲 1 1 に記載された技術事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではない。

エ 無効理由 4 について（本件審決 95～98 頁）

本件発明 1，4 及び 5 は、甲 1 4 発明と同一ではなく、また、甲 1 4 発明及び検甲 1 で示される技術事項、甲 1 1，甲 2 2，甲 2 4，甲 2 5 に記載の公知技術又は周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものでもない。

本件発明 2，3 は、甲 1 4 発明及び検甲 1 で示される技術事項、甲 1 1，甲 2 2，甲 2 4，甲 2 5 に記載の公知技術又は周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものではない。

オ 無効理由 5 について（本件審決 100～101 頁）

本件発明 1～5 は、甲 1 5 発明及び検甲 1 で示される技術事項、甲 1 1，甲 2 2，甲 2 4，甲 2 5 に記載の公知技術又は周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものではない。

カ 無効理由 6 について（本件審決 101～102 頁）

本件特許の請求項 1 ～ 5 は、特許法 3 6 条 6 項 2 号に規定する要件を満たしている。

- (3) 本件審決が認定した甲 1 4 発明の内容、本件発明 1 と甲 1 4 発明の一致点・相違点、甲 1 5 発明の内容、本件発明 1 と甲 1 5 発明の一致点・相違点、検甲 1 発明の内容、本件発明 1 と検甲 1 発明の一致点・相違点は、次のとおりである。

ア 甲 1 4 発明の関係

(ア) 甲 1 4 発明の内容（本件審決 6 6 ～ 6 7 頁）

複数の耕うん爪と耕耘軸の上方を覆う耕うん部カバーと、
前記耕うん部カバーの左右側側面に配設された側板（右）（左）と、
前記耕うん部カバーに対して上下回動可能に連結されて前記複数の耕うん爪と耕耘軸の後側を覆う均平板と、

前記均平板の左右側側面に接続された補助側板と、
前記側板（左）より外側であって、かつ、前記耕うん部カバーの左の外側に位置するチェーンケースと、を有し、

前記補助側板には、4 つの接続部が形成され、各接続部は、後方上側、後方下側、中程上側、中程下側のものを、それぞれ第 1 ～ 第 4 の接続部とし、

前記均平板の左右側側面には、上下方向に 4 つの被接続部が形成されており、各被接続部は、それぞれ上から順番に第 1 ～ 第 4 の被接続部とし、

前記第 1 の接続部と前記第 2 の被接続部とが接続され、前記第 2 の接続部と前記第 4 の被接続部とが接続された水田用・下の取付位置と、

前記第 3 の接続部と前記第 1 の被接続部とが接続され、前記第 4 の接続部と前記第 3 の被接続部とが接続された畑地用・上の取付位置とがあり、

前記畑地用・上の取付位置での補助側板の下端は、前記水田用・下の取付位置での補助側板の下端よりも、上方に位置しており、

補助側板の後側方向に位置する部分は、前記水田用・下の取付位置では、均平板よりも突出する部分を有しておらず、前記畑地用・上の取付位置では、均平板よりも突出する部分を有しているロータリ作業機

(イ) 本件発明 1 と甲 1 4 発明の一致点 (本件審決 9 5 頁)

作業ロータと、

前記作業ロータの上方を覆うシールドカバー本体部と、

前記シールドカバー本体部の左右側側面に配設されたサイドシールドと、

前記シールドカバー本体部に対して上下回動可能に連結されて前記作業ロータの後側を覆うエプロン本体部と、

前記エプロン本体部の左右側側面に接続されたエプロンサイドプレートと、

前記サイドシールドよりもさらに前記シールドカバー本体部の左の外側に位置するチェーンケース、を有し、

前記エプロンサイドプレートは、前記エプロン本体部との接続状態を第 1 の状態から第 2 の状態に変化させることで、前記エプロンサイドプレートの下側方向位置に開口部を形成可能なロータリ作業機。

(ウ) 本件発明 1 と甲 1 4 発明の相違点 (本件審決 9 5 頁)

a 相違点 a

本件発明 1 は、前記エプロン本体部の前記作業ロータ側に両持ち状態で接合された、弾性力を有するカバー材と、前記エプロン本体部の前記作業ロータ側に配置された整地部材と、を有し、前記カバー材と前記整地部材とは、前記作業ロータ側からこの順で前記エプロン本体部に接合され、前記カバー材の後側は前記整地部材の前側と重畳する

のに対し、甲 1 4 発明は、そのような特定がない点。

b 相違点 b

チェーンケースについて、本件発明 1 は、前記チェーンケースの下側部分が耕耘地面よりも下部に位置するように前記耕耘地面を深い位置まで耕耘する場合には、前記チェーンケースによって前記耕耘地面にチェーンケース跡の溝が形成されるように固定されているのに対し、甲 1 4 発明は、そのような特定がない点。

c 相違点 c

エプロンサイドプレートについて、本件発明 1 は、サイドシールド側の端部がエプロン本体部側方向に折れ曲がった屈曲部を有するのに対し、甲 1 4 発明は、そのような特定がない点。

d 相違点 d

開口部について、本件発明 1 は、耕耘された土砂を外側方に流し出し前記チェーンケース跡の溝に供給して前記チェーンケース跡の溝を埋め戻すためのものであるのに対し、甲 1 4 発明は、そのような特定がない点。

イ 甲 1 5 発明の関係

(ア) 甲 1 5 発明の内容（本件審決 6 9 ～ 7 0 頁）

複数の耕うん爪と耕耘軸の上方を覆う耕うん部カバーと、
前記耕うん部カバーの左右側側面に配設された側板と、
前記耕うん部カバーに対して上下回動可能に連結されて前記複数の耕うん爪と耕耘軸の後側を覆う均平板と、
前記均平板の左右側側面に接続された補助側板と、
前記左側の側板の外側であって、かつ、前記耕うん部カバーの左の外側に位置するチェーンケースと、を有し、
前記補助側板には、2 つの接続部が形成され、各接続部は、後方上側、

後方下側のものを，それぞれ第１～第２の接続部とし，

前記均平板の左右側側面には，上下方向に４つの被接続部が形成されており，各被接続部は，上から順番に第１～第４の被接続部とし，

前記第１の接続部と前記第２の被接続部とが接続され，前記第２の接続部と前記第４の被接続部とが接続された水田用の取付位置と，

前記第１の接続部と前記第１の被接続部とが接続され，前記第２の接続部と前記第３の被接続部とが接続された畑用の取付位置とがあり，

前記畑用の取付位置での補助側板の下端は，前記水田用の取付位置での補助側板の下端よりも，上方に位置しており，

補助側板の後側方向に位置する部分は，前記水田用及び前記畑用の両取付位置において，均平板よりも突出する部分を有しないロータリ作業機

(イ) 本件発明１と甲１５発明の一致点（本件審決９９～１００頁）

作業ロータと，

前記作業ロータの上方を覆うシールドカバー本体部と，

前記シールドカバー本体部の左右側側面に配設されたサイドシールドと，

前記シールドカバー本体部に対して上下回動可能に連結されて前記作業ロータの後側を覆うエプロン本体部と，

前記エプロン本体部の左右側側面に接続されたエプロンサイドプレートと，

前記サイドシールドよりもさらに前記シールドカバー本体部の左の外側に位置するチェーンケースと，を有し，

前記エプロンサイドプレートは，前記エプロン本体部との接続状態を第１の状態から第２の状態に変化させることで，前記エプロンサイドプレートの下側方向位置に開口部を形成可能なロータリ作業機。

(ウ) 本件発明 1 と甲 1 5 発明の相違点 (本件審決 1 0 0 頁)

a 相違点 α

本件発明 1 は、前記エプロン本体部の前記作業ロータ側に両持ち状態で接合された、弾性力を有するカバー材と、前記エプロン本体部の前記作業ロータ側に配置された整地部材と、を有し、前記カバー材と前記整地部材とは、前記作業ロータ側からこの順で前記エプロン本体部に接合され、前記カバー材の後側は前記整地部材の前側と重畳するのに対し、甲 1 5 発明は、そのような特定がない点。

b 相違点 β

チェーンケースについて、本件発明 1 は、前記チェーンケースの下側部分が耕耘地面よりも下部に位置するように前記耕耘地面を深い位置まで耕耘する場合には、前記チェーンケースによって前記耕耘地面にチェーンケース跡の溝が形成されるように固定されているのに対し、甲 1 5 発明は、そのような特定がない点。

c 相違点 γ

エプロンサイドプレートについて、本件発明 1 は、サイドシールド側の端部がエプロン本体部側方向に折れ曲がった屈曲部を有するのに対し、甲 1 5 発明は、そのような特定がない点。

d 相違点 δ

開口部について、本件発明 1 は、耕耘された土砂を外側方に流し出し前記チェーンケース跡の溝に供給して前記チェーンケース跡の溝を埋め戻すためのものであるのに対し、甲 1 5 発明は、そのような特定がない点。

ウ 検甲 1 発明の関係

(ア) 検甲 1 発明の内容 (本件審決 4 6 ～ 4 8 頁)

a ロータ軸に設けたフランジに耕耘爪を取り付けた作業ロータと、

- b この作業ロータの上方を覆うシールドカバー本体部と、
- c このシールドカバー本体部の左側側面に配設されたチェーンケースと左側サイドシールドと、同じく右側側面に配設されたサポートアームと右側サイドシールドと、
- d シールドカバー本体部に対して上下回動可能に連結されて作業ロータの後側を覆うエプロン部材と、
- e このエプロン部材の左右側側面にそれぞれ接続された左側エプロンサイドプレート及び右側エプロンサイドプレートと、を有し、
- f 左側エプロンサイドプレートは、左側サイドシールド側の端部が、その端部に沿ってエプロン部材側方向に折れ曲がった左側屈曲部を有し、かつ、右側エプロンサイドプレートは、右側サイドシールド側の端部が、その端部に沿ってエプロン部材側方向に折れ曲がった右側屈曲部を有し、
- g 1 左側エプロンサイドプレートには、上端後側に左側第 1 のボルト孔が、中段後側に左側第 2 のボルト孔が形成され、かつ、右側エプロンサイドプレートには、上端後側に右側第 1 のボルト孔が、中段後側に右側第 2 のボルト孔が形成され、左側及び右側第 1 のボルト孔の外面側の周囲には、逆円錐面が形成され、左側及び右側第 2 のボルト孔の外面側の周囲には、逆円錐面が形成されておらず、
- g 2 エプロン部材の左右側端部には、該端部に沿って左フランジ及び右フランジが立ち上がって形成され、左フランジの上部に左側第 1 のボルト孔が形成され、下部に左側第 2 のボルト孔が形成され、右フランジの上部に右側第 1 のボルト孔が形成され、下部に右側第 2 のボルト孔が形成されており、
- g 3 左側エプロンサイドプレートをエプロン部材の左フランジの外側に重ねて、左側エプロンサイドプレートの左側第 1 のボルト孔と左フ

ランジの左側第１のボルト孔とを貫通する六角穴付皿ボルトと六角ナットで、左側エプロンサイドプレート（図１）の左側第２のボルト孔と左フランジの左側第２のボルト孔とを貫通する六角ボルトと六角ナットで、締結され、右側エプロンサイドプレート（図１）をエプロン部材の右フランジの外側に重ねて、右側エプロンサイドプレート（図１）の右側第１のボルト孔と右フランジの右側第１のボルト孔とを貫通する六角穴付皿ボルトと六角ナットで、右側エプロンサイドプレート（図１）の右側第２のボルト孔と右フランジの右側第２のボルト孔とを貫通する六角ボルトと六角ナットで、締結されており、

g ４ シールドカバー本体部に対するエプロン部材の特定の回動角度では、左側サイドシール（図１）の下縁と左側エプロンサイドプレート（図１）の下縁とが、略同じ高さとなり、右側サイドシールド（図１）の下縁と右側エプロンサイドプレート（図１）の下縁とが、略同じ高さとなる、

h ロータリ作業機。

（イ） 本件発明１と検甲１発明の一致点（本件審決８２頁）

作業ロータと、

前記作業ロータの上方を覆うシールドカバー本体部と、

前記シールドカバー本体部の左右側側面に配設されたサイドシールドと、

前記シールドカバー本体部に対して上下回動可能に連結されて前記作業ロータの後側を覆うエプロン本体部と、

前記エプロン本体部の左右側側面に接続されたエプロンサイドプレートと、

前記シールドカバー本体部の左の外側に位置するチェーンケースと、を有し、

前記エプロンサイドプレートは、前記サイドシールド側の端部がエプ

ロン部材側方向に折れ曲がった屈曲部を有するロータリ作業機

(ウ) 本件発明 1 と検甲 1 発明の相違点 (本件審決 8 2 ～ 8 3 頁)

a 相違点 1

本件発明 1 は、前記エプロン本体部の前記作業ロータ側に両持ち状態で接合された、弾性力を有するカバー材と、前記エプロン本体部の前記作業ロータ側に配置された整地部材と、を有し、前記カバー材と前記整地部材とは、前記作業ロータ側からこの順で前記エプロン本体部に接合され、前記カバー材の後側は前記整地部材の前側と重畳しているのに対し、検甲 1 発明は、そのような特定がない点。

b 相違点 2

チェーンケースについて、本件発明 1 は、サイドシールドの外側に位置し、前記チェーンケースの下側部分が耕耘地面よりも下部に位置するように前記耕耘地面を深い位置まで耕耘する場合には、前記チェーンケースによって前記耕耘地面にチェーンケース跡の溝が形成されるように固定されているのに対し、検甲 1 発明は、そのような特定がない点。

c 相違点 3

本件発明 1 は、エプロン本体部との接続状態を第 1 の状態から第 2 の状態へ変化させることで、エプロンサイドプレートの下側方向位置に、耕耘された土砂を外側方に流し出し前記チェーンケース跡の溝に供給して前記チェーンケース跡の溝を埋め戻す開口部を形成可能であるのに対し、検甲 1 発明は、そのような特定がない点。

第 3 原告主張の取消事由

1 取消事由 1 (甲 1 4 を主引用例とする進歩性の判断の誤り) (無効理由 4 関係)

(1) 取消事由 1 - 1 (甲 1 4 発明の認定の誤り)

ア 甲 1 4 に記載された発明の認定

本件審決の甲 1 4 発明の認定は誤りであり、甲 1 4 に記載された発明は、次のとおり、下線を付した構成①及び②を備えるものとして認定すべきである。

複数の耕うん爪及び耕うん軸を有する耕うん部と、
前記耕うん部の上方を覆う耕うん部カバーと、
前記耕うん部カバーの左右側側面に配設された側板と、
前記耕うん部カバーに対して上下回動可能に連結されて前記耕うん部の後側を覆う均平板と、
前記均平板の左右側側面に接続された補助側板と、
前記耕うん部の耕うん軸に動力を伝達するチェーンを覆うチェーンケースであって、前記チェーンケースは前記側板よりもさらに前記耕うん部カバーの左の外側に位置し、前記チェーンケースの下側部分が耕耘地面よりも下部に位置するように前記耕耘地面を深い位置まで耕耘する場合には前記チェーンケースによって前記耕耘地面にチェーンケース跡の溝が形成されるように固定されたチェーンケース（以下「構成①」という）と、
を有し、

前記補助側板は、前記均平板との接続状態を水田用・下の取付位置に取り付けられた状態から畑地用・上の取付位置に取り付けられた状態へ変化させることで、前記補助側板の下側方向位置に、耕耘された土砂を外側方に流し出し前記チェーンケース跡の溝に供給して前記チェーンケース跡の溝を埋め戻す開口部（以下「構成②」という）を形成可能なロータリ作業機。

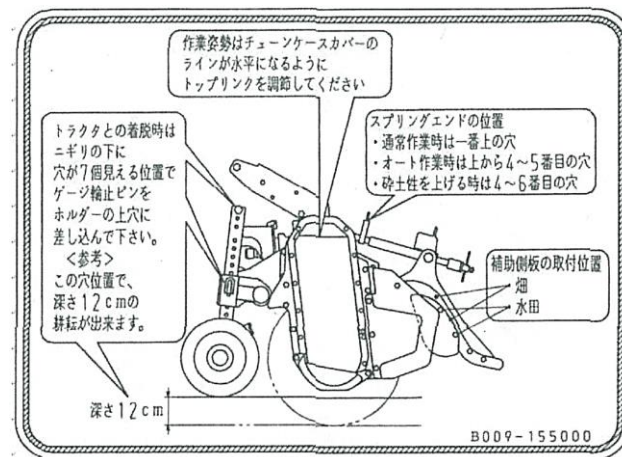
イ 認定の根拠

甲 1 4 に記載された発明を前記アのとおり認定すべき理由は、次のとおりである。

(ア) 甲 1 4 の記載

a 甲 1 4 の 2 1 頁の作業姿勢等を示す図及び 2 5 頁の補助側板の調整の図

(a) 甲 1 4 の 2 1 頁には、「作業姿勢」という項の中に、「下図を参考に、各項目確認をしてください。」という記載の下に、「作業姿勢」を示すとともに、補助側板の取付位置（畑、水田）やスプリングエンドの位置等についての説明を加えた、以下の図が示されている（以下、この図を「甲 1 4 作業姿勢図」という。）。

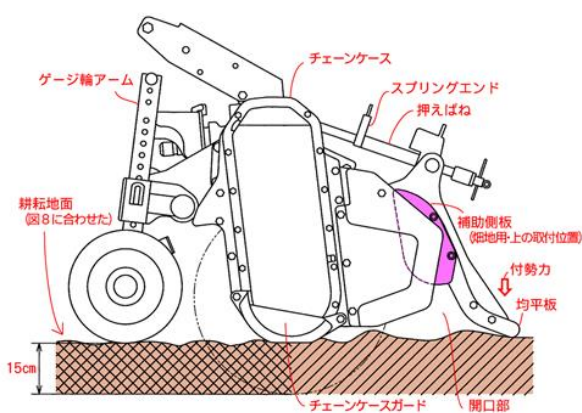


(甲 1 4 作業姿勢図)

甲 1 4 作業姿勢図は、耕耘深さ（作業深さと同義である。）が 1 2 c m である場合の作業姿勢を示しており、1 2 c m の耕耘深さは、甲 1 4 記載のロータリ作業機での標準耕深（標準的な耕耘深さ）（甲 1 4 の 7，8 頁の「主要諸元」中の「標準耕深」の項目）である。しかし、甲 1 4 の 2 2 頁には耕耘深さの調整について、「ゲージ輪止めピンを引き出し、ゲージ輪アームを上下して調整します。・・・」などの説明が記載されており、甲 1 4 作業姿勢図によれば、ゲージ輪アームには間隔をおいて複数の穴が形成されており、甲 1 5（カタログ）の「主要諸元」（「緒」の文字は「諸」とすべきところの誤

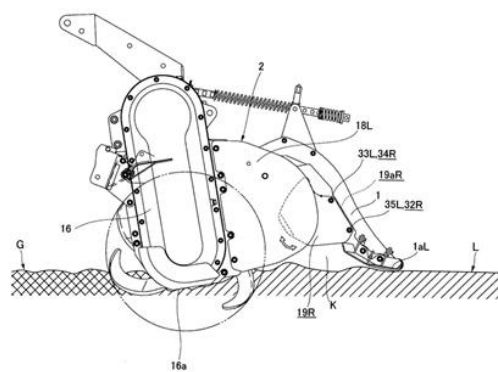
植と考えられる。)には「耕深c m」として「12～15」(甲15の3枚目の「主要緒元」中の「耕深c m」の項目)と記載されていることから明かなとおり、ゲージ輪アームの上方への位置調整により、耕耘深さを、標準耕深12c mよりも深い例えば15c mに変更することができる。そして、甲14の21頁には、「作業姿勢」という項の中の「(4)補助側板」という項目中に、補助側板の取付位置について「①畑地用・上の取付位置」、「②水田用・下の取付位置」との記載がある。

そこで、耕耘深さを標準耕深12c mよりも深い例えば15c mに変更するとともに、補助側板の位置を「水田用・下の取付位置」から「畑地用・上の取付位置」に変更し、かつ、押えばねの付勢力で均平板が耕耘地面を押えるようにした場合の作業姿勢を示す図を作成すると、次の「深耕作業姿勢図」(以下「深耕作業姿勢図①」という。)のとおりである。なお、耕耘地面の状態は、本件特許の特許出願の願書に添付された図8(以下「本件特許の図8」という。)に合わせた。



[深耕作業姿勢図]

(深耕作業姿勢図①)



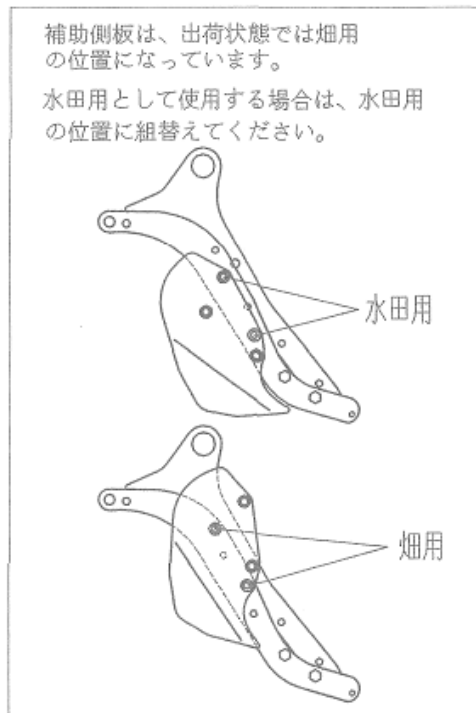
[本件特許の図8]

この深耕作業姿勢図①の図示内容は、当業者であれば、甲14の

記載（特に甲 1 4 作業姿勢図）から当然に導き出せるものであり、甲 1 4 に実質的に記載された内容であるところ、深耕作業姿勢図①から明らかなように、補助側板の下方にはチェーンケース跡の溝を埋め戻すための開口部が存在する。

- (b) また、甲 1 4 の 2 5 頁には、補助側板の調整に関し、次の図が示されている（以下、この図を「甲 1 4 補助側板調整図」という。）。補助側板の形状が甲 1 4 作業姿勢図に示された補助側板と若干異なるのは、平成 1 6 年の発売当初は甲 1 4 作業姿勢図に示す形状であったが、平成 1 8 年に甲 1 4 補助側板調整図に示す形状に変更したからである。

⑤ 補助側板の調整

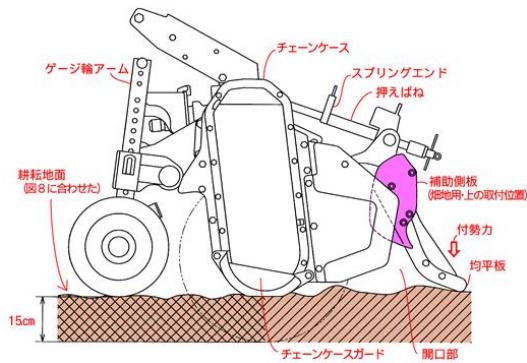


【甲第 1 4 号証の 2 5 頁の図】

（甲 1 4 補助側板調整図）

深耕作業姿勢図①において、補助側板の形状を甲 1 4 補助側板調整図に示す形状に変更すると次の図（以下「深耕作業姿勢図②」と

いう。) のようになり、それによっても補助側板の下方にはチェーンケース跡の溝を埋め戻すための開口部が存在する。



[深耕作業姿勢図] (25頁の補助側板)

(深耕作業姿勢図②)

(c)① 被告は、甲15の「耕深cm」「12～15」という記載を、当時の技術常識を参酌するために利用できるとしても、甲14作業姿勢図の「深さ12cm」という記載を「深さ15cm」と読み替える根拠に用いることはできないと主張するが、甲14と甲15は同じ製品に係る取扱説明書とカタログであるから、読み替える根拠になる。

② また、被告は、甲14作業姿勢図でいう「この穴位置」(ゲージ輪アームの上端のニギリの下に穴が7個見える位置)よりも下の穴位置が存在するという前提に立つとしても、下の穴位置にゲージ輪止ピンを差し込んでホルダーを固定することによって耕耘深さがどの程度深くなるのかは必ずしも明らかではないと主張する。

しかし、甲14の22頁の「作業深さの調整」の項目には、「ゲージ輪止めピンを引き出し、ゲージ輪アームを上下して調整します。ホルダーには上下2ヶ所の止めピン穴があります。図のようにU字枠を反転させると、15mm間隔で調節ができます。」との記載があり、この「U字枠を反転させると、15mm間隔で調節

ができます。」という記載は、ゲージ輪アームには複数のピン穴が「30mm間隔」で形成されているが、U字枠の反転を利用することによりピン穴間隔よりも細かな「15mm間隔」で耕耘深さを調整できるという意味である。そのため、例えば、U字枠を反転させることなく、1個下のピン穴に止めピンを差し替えた場合には耕耘深さは「30mm (= 3cm)」深くなり、2個下のピン穴に差し替えれば耕耘深さは「60mm (= 6cm)」深くなる。また、本件特許の明細書の「・・・耕耘地面Gが柔らかく深く耕耘してしまう場合・・・溝が形成される。」(【0068】)との記載からみて、柔らかい土では甲14作業姿勢図よりも耕耘深さが深くなる場合があり、その場合には、本件特許の図8のように、より深い溝が形成されることになる。なお、ゲージ輪はトラクタ車輪の後にくるように組み付けられているので(甲14の10頁左欄「(2)ゲージ輪の組付け」)、耕耘地面が柔らかい場合にはゲージ輪がトラクタの車輪跡を走行し、ゲージ輪の位置も低くなり、耕耘深さが深くなる。

b 甲14の21頁の補助側板に関する記載

(a) 甲14の21頁の「作業姿勢」という項の中の「(4)補助側板」という項目中には、「補助側板の位置を変更すると、より一層きれいな仕上がりになります。(出荷時には、水田用位置に組付けてあります。)」との記載がある。この記載によれば、甲14に記載された発明を前記アのとおり認定すべきである。

(b)① 被告は、甲14の21頁の「補助側板の位置を変更すると、より一層きれいな仕上がりになります。(出荷時には、水田用位置に組付けてあります。)」との記載は、畑のときは補助側板を上につけると「きれいな仕上がり」になり、水田のときは補助側板を下

に付けると「きれいな仕上がり」になるという意味であり、畑か田かという圃場の目的に応じて適切な補助側板の位置があるという意味であると主張する。

しかし、甲 1 5 にも「補助側板は水田・畑と作業状態により位置が変えられ、より一層隣接部均平性が向上しました。(全シリーズ)」(甲 1 5 の 2 枚目下段中央)と記載されていることからして、構成①及び②が甲 1 4 に記載されていることは明らかである。甲 1 4 の 2 1 頁の補助側板に関する上記記載は、「出荷時」には補助側板が水田用位置（水田用・下の取付位置）に取り付けられているため、畑で作業する際には補助側板の位置を畑地用位置（畑地用・上の取付位置）に変更すると、当該畑地用位置に取り付けた補助側板の下方の開口部から流れ出る耕耘土によってチェーンケース跡の溝及びブラケット跡の筋が埋め戻され、より一層きれいな仕上がりになる、という意味である。なお、畑では当該溝及び筋が後作業（例えば播種作業）の支障となり問題になるが、水田では後作業として水を引き入れた状態で行う代掻きの際に当該溝及び筋が低減されるため、そのような問題が生じない。

被告は、甲 1 5 の「より一層隣接部均平性が向上」（甲 1 5 の 2 枚目下段中央）という記載を当時の技術常識を参酌するために利用することが可能であるとしても、甲 1 4 の 2 1 頁の「きれいな仕上がり」を「より一層隣接部均平性が向上」と読み替える根拠として用いることはできないと主張するが、甲 1 4 と甲 1 5 は同じ製品に係る取扱説明書とカタログであるから、読み替える根拠として用いることはできる。

- ② また、被告は、畑の場合は、均平板が、後方に回転した、より「寝かした」状態で用いられるので、圃場の凹凸を考えれば補助

側板はあまり下の方までカバーすべきではないが、水田の場合は、均平板が、より「立った」状態で用いられるので、下のほうの空間まで補助側板がカバーしている必要があり、このことから、畑のときは補助側板を上につけ、水田のときは補助側板を下につける必要があると主張する。

しかし、均平板の状態（寝た状態、立った状態）は、主として耕耘深さに応じて変化するものであり、畑か水田かで予め決まっているものではない。例えば水田の場合であっても、耕耘深さが深いときには、均平板は構造上必然的に寝た状態になる。そして、水田の場合は、畑の場合とは異なり、補助側板は下の取付位置（水田用位置）に取り付けられているため、当該補助側板の下方にはほとんど開口部が存在せず、耕耘土が流れ出ないから、チェーンケース跡の溝やブラケット跡の筋が残ってしまう。ところが、水田の場合は、次工程の作業として、代掻作業、すなわち水田に水を引き入れた状態で行う耕耘作業が行われるため、隣接部の溝や筋が次工程の播種作業の障害になる畑とは異なり、水田においては、前工程で隣接部の溝や筋（チェーンケース跡の溝やブラケット跡の筋）が残ったとしても、次工程の代掻作業の障害にはならない。

c 甲14の22頁，24頁の記載

甲14の22頁右欄には、均平板の調整に関し、「・・・均平板の上下、および押えばねの調整は、砕土性能、土の反転性能、表面の仕上がりに大きく影響します。・・・(2)畑地の砕土 スプリングエンドを下げて押えばねをきかせ、ばねの力で表面を押えます。」との記載がある。これは、畑では均平板が押えばねによる下向きの付勢力を受けて耕耘地面に押圧接地しながら整地作業（均し作業）をするため、耕耘土は

補助側板の下方の開口部を通して左右の外側方へ強制的に吐き出され、その吐き出された土が左右の延長均平板によって均され、その結果、チェーンケース跡の溝及びブラケット跡の筋が埋め戻されてより一層きれいな仕上がりとなることを示している。これによれば、補助側板の下方の開口部が当該溝及び筋に耕耘土を供給するための空間であることは明らかである。このことは、甲 1 4 の 2 4 頁右欄に「畑地などで継目をならす延長均平板」との記載があることから裏付けられる。

d 甲 1 4 の 3 0 頁等の記載

- (a) 甲 1 4 の 3 0 頁右欄には、消耗部品の交換に関して、「(1)チェーンケースガードの交換 交換が遅れるとチェーンケースカバーが削れ、穴があきオイルがもれます。日常点検を行い、早めに交換してください。(2)ブラケットガードの交換 スリ減るとブラケットカバーが削れてしまいます。日常点検をおこない、早めに交換してください。」との記載があり、チェーンケースの下部に位置するチェーンケースガードや、ブラケットの下部に位置するブラケットガードが、耕耘地面の土との接触によってすり減る消耗部品であることが示されている。このことは、甲 1 5 の 2 枚目下段左の次の記載からも明らかである。



【甲第 1 5 号証の 2 枚目下段左】

チェーンケースの下部に位置するチェーンケースガードや、ブラ

ケットの下部に位置するブラケットガードが消耗部品であることから、チェーンケース跡の溝及びブラケット跡の筋が耕耘地面に形成されることは明らかである。

- (b) 被告は、前記(a)の甲14の30頁右欄の記載には、耕耘地面との接触について一切言及がないから、上記の記載により、チェーンケースガードやブラケットガードが、耕耘地面の土との接触によってすり減る消耗部品であることが示されているとはいえない旨主張し、甲63の10頁右欄の「チェーンケース下部や、ブラケット部は磨耗しやすい部分です。特にコンクリート畦畔などでは著しく磨耗が激しい経験をなさった方も多いと思います。」との記載をその文言に忠実に理解すれば、チェーンケース下部が削れる理由は、垂直に切り立ったコンクリート等の硬い畦の側壁に接触することである旨主張し、甲15の2枚目下段左の「耐磨耗性が向上」という記載は、コンクリート等の堅い畦の側壁に接触して磨耗することを念頭においた記載である旨主張する。しかし、甲63の10頁右欄の上記記載は、「特に」との文言があり、磨耗が激しい特別な一例として単に「コンクリート畦畔」を挙げているに過ぎない。畦畔は水田において土を盛って形成されるのが一般的であり、コンクリート畦畔は、水田では存在することがあっても、畑では存在せず、畑での作業の際にコンクリート畦畔に接触することはない。

e 構成①及び②の記載

前記 a ～ d によれば、深耕作業姿勢図①及び②に示されるように、畑で12cmよりも深い例えば15cmの耕耘深さで耕耘する場合には、チェーンケースによって耕耘地面にチェーンケース跡の溝が一旦形成される。「畑地用・上の取付位置」に取り付けた補助側板の下方に開口部が存在すれば、その開口部から外側方に耕耘土が流れ出ること

は当業者の技術常識であって、当該開口部が耕耘土を外側方に流し出し、チェーンケース跡の溝に供給してその溝を埋め戻すためのものであることは、当業者にとって自明である。そのため、チェーンケース跡の溝は、「畑地用・上の取付位置」に取り付けた補助側板の下方の開口部から外側方に流れ出る耕耘土によって埋め戻される。したがって、甲 1 4 には、構成①及び②が記載されている。

(イ) 甲 6 3 の 1 0 頁上段の記載

- a 本件特許の原出願前に頒布された刊行物である甲 6 3 の 1 0 頁上段には、甲 1 4、甲 1 5 と同じ「1 0 シリーズ」のロータリ作業機に関して、次の記載がある。



上記記載のうち、「補助側板を2段階に位置を変えられ、土の吐き出しを調節できます。特に畑で目立つ、隣接部の溝、筋が低減され」との記載でいう「隣接部の溝」は「チェーンケース跡の溝」を意味し、「隣接部の筋」は「ブラケット跡の筋」を意味する。また、「土の吐き出し」は、補助側板の下方の開口部からの耕耘土の外側方への吐き出し（流出）を意味する。甲 6 3 の上記記載からすると、甲 1 4 に構成①及び②が記載されていることは明らかである。

甲 1 4, 甲 1 5 に掲載された「1 0 シリーズ」のロータリ作業機 (型式 C B X 1 6 1 0) による圃場での作業を撮影した動画 1 ～ 4 (甲 6 4 の 1 ～ 4) を見ると, 甲 1 4 に構成①及び②が記載されていることは明らかである (4 つの動画とも同じ圃場で, 耕耘深さは略 1 5 c m である。)

- b 被告は, 前記 a の甲 6 3 の 1 0 頁上段の記載中の「隣接部の溝, 筋」について, 補助側板による溝や筋であると理解される旨主張するが, 畑用の位置に補助側板を取り付けた場合には, 補助側板の下方には開口部が存在するため, 補助側板による溝や筋は形成されない。また, 被告は, 補助側板を水田用の位置に取り付けると補助側板で溝や筋が形成されるので, 畑用の位置に取り付けて溝や筋の形成を防ぐ趣旨であると主張するが, 前記 a の甲 6 3 の 1 0 頁上段の記載中には「補助側板を 2 段階に位置を変えられ, 土の吐き出しを調節できます。」との記載があり, 被告の主張は当該記載と矛盾する。仮に補助側板が耕耘地面に接触したとしても, 補助側板は板状であって, 左右とも「筋」が形成されるため, 「補助側板による溝」は形成されず, 「溝」という表現は用いられないはずである。

被告は, 前記 a の甲 6 3 の 1 0 頁上段の記載中の「隣接部の溝, 筋が低減され」とは, ロータリ爪で耕耘された土が左右に飛び散るのを防ぐことができるということを意味していると主張する。しかし, 被告が主張するように, 畑での作業時において, 畑用の位置に付けられた補助側板が耕耘土の左右への飛散を防止するならば, 補助側板の下方から耕耘土が側方へ吐き出されないため, 隣接部の溝及び筋は埋め戻されずにそのまま残り, 「低減」されない。しかも, 前記 a の甲 6 3 の 1 0 頁上段の記載中には「補助側板を 2 段階に位置を変えられ, 土の吐き出しを調節できます。」との記載があり, 補助側板の位置変更

より土の吐き出し量を調節できることが明記されているが、被告の主張は土の吐き出し量は常にゼロであるとするものであって、当該記載と明らかに矛盾する。

(ウ) 甲 2 9 の 2 8 頁の記載

甲 2 9 (被告の製品の取扱説明書) の 2 8 頁には、「畑で深耕を行う場合、イラストのようにエプロンシールドの L と R を組み替えることで、土掛け合わせ部分をきれいに仕上げることができます。」と記載されているだけで、甲 1 4 の構成①及び②の内容は具体的に何ら明記されていない。しかし、この種のロータリ作業機に関して、甲 1 4 の構成①及び②の内容は当業者にとって技術常識であり自明な技術事項であるから、わざわざ詳しく説明する必要がないため、甲 2 9 (取扱説明書) に記載されていないのである。そのため、甲 1 4 の 2 1 頁の補助側板に関する記載(「補助側板の位置を変更すると、より一層きれいな仕上がりになります。(出荷時には、水田用位置に組付けてあります。)」, 前記(ア) b (a)) に接した当業者は、詳しい説明がなくても、それは、補助側板を畑地用位置に変更すればその下方の開口部から外側方に流れ出る土でチェーンケース跡の溝及びブラケット跡の筋を埋め戻すことができ、より一層きれいな仕上がりになるという趣旨であると理解する。

(エ) 甲 1 1, 甲 2 2, 甲 2 4, 甲 2 5, 甲 6 5 の記載

甲 1 1, 甲 2 2, 甲 2 4, 甲 2 5 から明かなとおり、そもそも、サイドドライブ形式のロータリ作業機で耕耘作業をする際に、耕耘地面にチェーンケース跡の溝が形成されることは、本件特許の原出願時における当業者の技術常識であった。甲 6 5 (実願昭 4 7-2 5 4 3 7 号(実開昭 4 8-1 0 0 7 1 3 号)のマイクロフィルム)の明細書 1 頁 1 5 行目~2 頁 6 行目にも、耕耘地面(ロータリ耕耘面)にチェーンケース跡の溝(隣接部の溝)が形成されることが明記されている。

- (2) 取消事由 1－2（本件発明 1 と甲 1 4 に記載された発明の一致点及び相違点の認定の誤り）

本件審決の甲 1 4 発明の認定は誤りであり，甲 1 4 に記載された発明は構成①及び②を備えるから，本件審決が本件発明 1 と甲 1 4 発明との相違点と認定した相違点 b，d は一致点とすべきであり，本件発明 1 と甲 1 4 に記載された発明との相違点は，相違点 a，c のみである。したがって，本件審決には，本件発明 1 と甲 1 4 に記載された発明との一致点及び相違点の認定に誤りがある。

- (3) 取消事由 1－3（本件発明 1 と甲 1 4 に記載された発明の相違点の判断の誤り）

本件審決は，本件発明 1 と甲 1 4 発明との間に相違点 a～d があることを前提として，相違点 d に係る本件発明 1 の構成は容易想到でないと判断し，前記第 2 の 3 (2)エのとおり，本件発明 1～5 は容易想到でないと判断した。しかし，相違点 d は，本件発明 1 と甲 1 4 に記載された発明との相違点ではなく一致点であるから，このような本件審決の判断は誤りである。

本件発明 1 と甲 1 4 に記載された発明との相違点は相違点 a，c のみであり，相違点 a に係る本件発明 1 の構成（カバー材，整地部材に関するもの）は，周知技術又は公知技術（甲 1 8～2 0）に基づいて容易想到であるし，相違点 c に係る本件発明 1 の構成（屈曲部に関するもの）は，周知技術又は公知技術（甲 3 及び検甲 1）に基づいて容易想到であるから，本件発明 1 は当業者が容易に発明できたものであり，本件発明 2～5 も当業者が容易に発明できたものである。

- (4) 取消事由 1－4（審決の一致点及び相違点の認定を前提とした場合の相違点の判断の誤り）

ア 仮に，本件審決の一致点及び相違点の認定を前提とした場合であっても，本件審決の相違点 d に係る容易想到性の判断には誤りがある。その理由は，

次のとおりである。

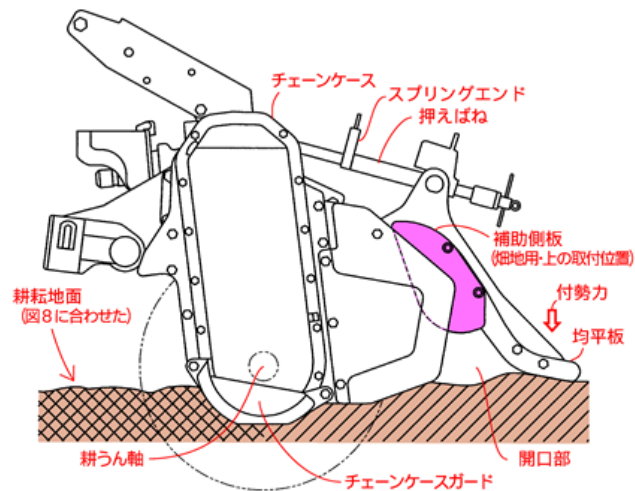
イ(ア) 本件審決は、相違点 d に関し、甲 1 4 が取扱説明書であることからすると、甲 1 4 の記載に基づいて認定した甲 1 4 発明の補助側板は、「畑地用・上の取付位置」と「水田用・下の取付位置」に取り付けるように製品として最適化されたものであるから、これら以外の取付位置を新たに設定するには、補助側板の形状や、均平板に対する取付位置、そして、深耕時のチェーンケース、均平板に対する配置等を新たに検討する必要がある、そのため、深耕時において、補助側板を、それら以外の位置、すなわちその下方に開口部が形成されるような取付位置に設けることは、当業者が容易になし得たこととはいえない旨判断した（以下「判断①」という。本件審決 9 6 頁）。

(イ) しかし、判断①は、甲 1 4 に記載された「畑地用・上の取付位置」及び「水田用・下の取付位置」以外の「新たな取付位置」を設定することを前提としているところ、畑で作業する際に補助側板を畑地用の取付位置（畑地用・上の取付位置）に取り付ければその下方にチェーンケース跡の溝（畑で目立つ隣接部の溝）を埋め戻すための開口部が形成されるため、「新たな取付位置」は不要である。

また、本件審決は、判断①において、耕耘深さが深い場合（深耕時）には畑地用位置の補助側板の下方に開口部が形成されないから、耕耘深さが深い場合（深耕時）においても補助側板の下方に開口部が形成されるような「新たな取付位置」が必要になると判断していると解されるが、深耕時の耕耘深さに関して、本件特許の請求項 1 には「深い位置」とあるのみで、耕耘深さは何ら規定されていない。また、本件特許の明細書の【0 0 7 2】の記載からみて、本件発明 1 の「深い位置」には本件特許の図 8 に図示された耕耘深さが含まれるところ、その深さに合わせた下記のような「深耕作業姿勢図」（図 8 の耕耘深さ）（以下「深耕作業姿

勢図③」という。) から明らかなとおり，深耕時においても，畑地用位置に取り付けた補助側板の下方には開口部が存在するため，補助側板の下方に開口部が形成されるような「新たな取付位置」は不要である。

したがって，本件審決の判断①は誤りである。



〔深耕作業姿勢図〕（図8の耕耘深さ）

（深耕作業姿勢図③）

ウ(ア) 本件審決は，甲11に記載された「ギヤケース（2），サポートアーム，伝動ケース（3）及びサイドフレーム等で形成された機枠（7）に対して固着された上部カバー（17）と，上部カバー（17）の後縁に上下揺動自在に枢支されている後部カバー（18）とを有し，爪（4）及び回転自在な耕耘爪軸（5）等で形成される耕耘部（16）を覆っている耕耘カバー（15）であって，後部カバー（8）（判決注：「（18）」の誤記）の両側部には，耕耘部（16）から外側方へ飛散する土泥を遮蔽すべくサイドカバー（22）が配置され，サイドカバー（22）は，第1カバー（23）と第2カバー（24）とから成り，第1カバー（23）は伝動ケース（3）及びサイドフレームの後方で，それらに設けられたブラケット（25）にボルト固定され，第2カバー（24）は，下部（D）と，下部より小面積の上部（C）とからなり，第1カバー（2

3) は伝動ケース (3) と後部カバー (18) とで形成される側面間隙 (A) の半分以上を遮蔽しており、第2カバー (24) は側面間隙 (A) に残部を遮蔽しており、第1カバー (23) の後縁部と第2カバー (24) の前縁部には夫々対向可能な多数のボルト孔 (23a) (24a) が形成されており、対向するボルト孔 (23a) (24a) にボルト (26) を挿入して締結することによつて、第2カバー (24) は第1カバー (23) に固着され、対向するボルト孔 (23a) (24a) を変えてボルト (26) を挿入して締結することによつて、第2カバー (24) の上下位置を調整し、また、第2カバーを上下反転して表裏を逆に第1カバー (23) に取り付けることにより、大面積の下部 (D) は小面積の上部 (C) より上方となり、飛散土遮蔽状態が変更でき、側面隙間 (A) からはみ出ようとする飛散土を略完全に遮蔽し、また、意図的に飛散土を遮蔽しないことが可能な、耕耘カバー (15)。」を「甲11技術事項」とし (本件審決59～60頁)、相違点dに関し、「甲11技術事項において、第2カバー (24) は、第1カバー (23) とでサイドカバー (22) を構成し、その第1カバー (23) は、伝動ケース (3) 及びサイドフレームの後方で、それらに設けられたブラケット (25) にボルト固定され、第2カバー (24) は第1カバー (23) に固着されており、上部カバー (17) の後縁に上下揺動自在に枢支されている後部カバー (18) に接続されるものではないから、後部カバー (18) に接続されていない第1カバー (23) (判決注:「第2カバー (24)」の誤記) の構成を、甲14発明の補助側板に適用することは、当業者が容易に気付くことではない。さらに、甲11技術事項の後部カバー (18) に設けられるものではない第1カバー (23) (判決注:「第2カバー (24)」の誤記) の取付態様を、上下回動可能な均平板に取り付けられた甲14発明の補助側板に適用したとしても、深耕時において、補助側板の下方

に開口部が形成されるようになるものともいえない。」と判断した（以下「判断②」という。本件審決 97 頁）。

(イ) しかし、甲 1 1 技術事項の第 2 カバー（2 4）は、甲 1 4 発明の補助側板と対比すると、均平板に対して上下位置調整可能でかつ均平板と側板との間の空間を開閉するという共通の作用及び機能を有するので、甲 1 4 発明の補助側板に相当するものであるから、甲 1 1 技術事項の第 2 カバー（2 4）を甲 1 4 発明の補助側板に適用することは、当業者であれば容易に気付くことであり、仮に甲 1 4 発明では補助側板の下方にチェーンケース跡の溝を埋め戻すための開口部が形成されないとした場合であっても、甲 1 1 技術事項の第 2 カバー（2 4）を甲 1 4 発明の補助側板に適用すると、深耕時に当該開口部が形成されることになる。したがって、本件審決の判断②は誤りである。

エ 本件審決は、相違点 d に関し、甲 1 4 発明に、甲 1 1、甲 2 2、甲 2 4、甲 2 5 に記載の公知技術又は周知技術を適用することによって、相違点 d に係る本件発明 1 の構成とすることは、当業者が容易になし得たことではない旨判断した（以下「判断③」という。本件審決 97 頁）。

しかし、甲 6 3 の 10 頁上段（前記(1)イ(イ) a）には、ロータリ作業機に関し、「補助側板を水田用の取付位置から畑用の取付位置に変えることで、その下方に耕耘土を外側方に流し出しチェーンケース跡の溝（畑で目立つ隣接部の溝）に供給して当該溝を埋め戻す開口部を形成可能なこと」（以下「甲 6 3 技術事項」という）が記載されているから、甲 1 1、甲 2 2、甲 2 4、甲 2 5 に記載の公知技術又は周知技術を適用するまでもなく、甲 6 3 技術事項を甲 1 4 発明に適用すれば、当業者は、相違点 d に係る本件発明 1 の構成を容易に想到し得る。したがって、本件審決の判断③は誤りである。

2 取消事由 2（甲 1 5 を主引用例とする進歩性の判断の誤り）（無効理由 5 関係）

(1) 取消事由 2－1（甲 1 5 発明の認定の誤り）

ア 甲 1 5 に記載された発明の認定

本件審決の甲 1 5 発明の認定は誤りであり、甲 1 5 に記載された発明は、次のとおり、下線を付した構成①及び②を備えるものとして認定すべきである。

複数の耕うん爪及び耕うん軸を有する耕うん部と、
前記耕うん部の上方を覆う耕うん部カバーと、
前記耕うん部カバーの左右側側面に配設された側板と、
前記耕うん部カバーに対して上下回動可能に連結されて前記耕うん部の後側を覆う均平板と、

前記均平板の左右側側面に接続された補助側板と、

前記耕うん部の耕うん軸に動力を伝達するチェーンを覆うチェーンケースであって、前記チェーンケースは前記側板よりもさらに前記耕うん部カバーの左の外側に位置し、前記チェーンケースの下側部分が耕耘地面よりも下部に位置するように前記耕耘地面を深い位置まで耕耘する場合には前記チェーンケースによって前記耕耘地面にチェーンケース跡の溝が形成されるように固定されたチェーンケース（構成①）と、を有し、

前記補助側板は、前記均平板との接続状態を水田用の取付位置に取り付けられた状態から畑用の取付位置に取り付けられた状態へ変化させることで、前記補助側板の下側方向位置に、耕耘された土砂を外側方に流し出し前記チェーンケース跡の溝に供給して前記チェーンケース跡の溝を埋め戻す開口部（構成②）を形成可能なロータリ作業機。

イ 認定の根拠

甲 1 5 に記載された発明を前記アのとおり認定すべき理由は、次のとおりである。

（ア） 甲 1 5 の 2 枚目下段中央には「ワイド延長均平板」の写真及び「可

変式補助側板」の図面が掲載されているが、これらは甲 6 3 の 1 0 頁上段に掲載されたもの（前記 1 (1)イ(イ) a）と同じである（下図参照）。



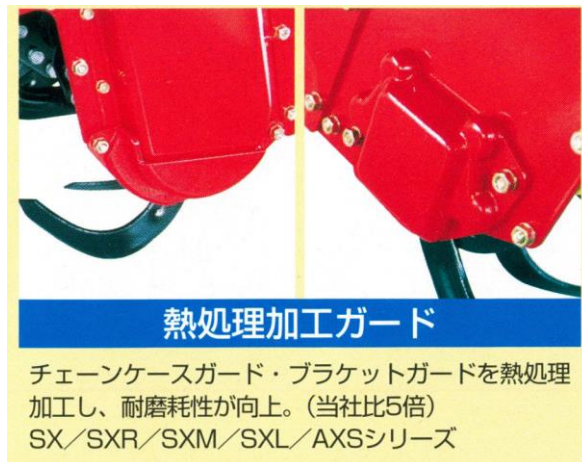
【甲第 1 5 号証の 2 枚目下段中央】

【甲第 6 3 号証の 1 0 頁の上段】

そして、甲 6 3 の 1 0 頁上段には、「可変式補助側板」について、「補助側板を 2 段階に位置を変えられ、土の吐き出しを調節できます。特に畑で目立つ、隣接部の溝、筋が低減され、播種・植え付けなどの後作業が容易になりました。」との記載があり、この記載からすると、甲 1 5 に構成①及び②が記載されていることは明らかである。

被告は、甲 1 5 の 2 枚目下段中央の「より一層隣接部均平性が向上」との記載について、「ロータリ爪で耕耘された土が左右に飛び散るのを防ぐという意味にしか読めない。」と主張するが、この被告の主張は、土の吐き出し量は常にゼロであるとするものであって、甲 6 3 の 1 0 頁上段の「土の吐き出しを調節できます。」という記載と矛盾するから、誤っている。

(イ) 「熱処理加工ガード」については、甲 1 5 の 2 枚目下段左及び甲 6 3 1 0 頁下段にそれぞれ次の記載がある（甲 1 5 の 2 枚目下段左の記載は、前記 1 (1)イ(ア) d (a) で示した甲 1 5 の記載と同じである。）。



[甲第15号証の2枚目下段左]



[甲第63号証の10頁下段]

そして、甲63の10頁下段の「チェーンケース下部や、ブラケット部は磨耗しやすい部分です。」との記載からみて、チェーンケース及びブラケットによって耕耘地面にチェーンケース跡の溝及びブラケット跡の筋が形成されることは明らかである。

- (2) 取消事由2-2（本件発明1と甲15に記載された発明の一致点及び相違点の認定の誤り）

本件審決の甲15発明の認定は誤りであり、甲15に記載された発明は構成①及び②を備えるから、本件審決が本件発明1と甲15発明との相違点と認定した相違点 β 、 δ は一致点とすべきであり、本件発明1と甲15に記載された発明との相違点は、相違点 α 、 γ のみである。したがって、本件審決

には、本件発明 1 と甲 1 5 に記載された発明との一致点及び相違点の認定に誤りがある。

(3) 取消事由 2－3（本件発明 1 と甲 1 5 に記載された発明の相違点の判断の誤り）

本件審決は、本件発明 1 と甲 1 5 発明との間に相違点 $\alpha \sim \delta$ があることを前提として、相違点 δ に係る本件発明 1 の構成は容易想到でないと判断し、前記第 2 の 3 (2) オのとおり、本件発明 1 ～ 5 は容易想到でないと判断した。しかし、相違点 δ は、本件発明 1 と甲 1 5 に記載された発明との相違点ではなく一致点であるから、このような本件審決の判断は誤りである。

本件発明 1 と甲 1 5 に記載された発明との相違点は相違点 α 、 γ のみであり、相違点 α に係る本件発明 1 の構成（カバー材、整地部材に関するもの）は、周知技術又は公知技術（甲 1 8 ～ 2 0）に基づいて容易想到であるし、相違点 γ に係る本件発明 1 の構成（屈曲部に関するもの）は、周知技術又は公知技術（甲 3 及び検甲 1）に基づいて容易想到であるから、本件発明 1 は当業者が容易に発明できたものであり、本件発明 2 ～ 5 も当業者が容易に発明できたものである。

(4) 取消事由 2－4（審決の一致点及び相違点の認定を前提とした場合の相違点の判断の誤り）

仮に、本件審決の一致点・相違点の認定を前提とした場合であっても、本件発明 1 と甲 1 4 発明の相違点 d に係る容易想到性の判断に誤りがあるのと同様の理由により、本件発明 1 と甲 1 5 発明の相違点 δ に係る容易想到性の判断には誤りがある。特に、甲 6 3 技術事項を甲 1 5 発明に適用すれば、当業者は、相違点 δ に係る本件発明 1 の構成を容易に想到し得る。したがって、相違点 δ に係る本件発明 1 の構成とすることは、当業者が容易になし得たことではない旨の本件審決の判断は誤りである。

3 取消事由 3（検甲 1 を主引用例とする進歩性の判断の誤り）（無効理由 1 関係）

本件審決は、検甲１発明に甲１１、甲１４、甲１５等に記載された周知技術又は公知技術を適用しても相違点３に係る本件発明１の構成は容易想到ではない旨判断する。

しかし、甲１４、甲１５及び甲６３等には、ロータリ作業機に関し、「補助側板（エプロンサイドプレート）と均平板（エプロン本体部）との接続状態を水田用状態である第１の状態から畑用状態である第２の状態へ変化させることで、補助側板の下側方向位置に、耕耘された土砂を外側方に流し出しチェーンケース跡の溝に供給してチェーンケース跡の溝を埋め戻す開口部を形成可能なこと」（以下「甲１４等技術事項」という）が記載されている。そして、検甲１発明に対する甲１４等技術事項の適用に関しては、いずれも同じロータリ作業機の技術分野に属するものであり、甲１４等技術事項における「チェーンケース跡の溝を埋め戻して、より一層きれいな仕上がりにする（隣接部均平性の向上）」との課題は当該技術分野において周知の課題であり、検甲１発明においても内在している課題である。また、検甲１発明において、エプロンサイドプレートを、適切な開口部を形成する位置に設置するために、エプロン部材のフランジに２つのボルト孔を追加して形成することには、何ら困難性はなく、それを阻害する要因はない。したがって、検甲１発明に甲１４等技術事項を適用することによって相違点３に係る本件発明１の構成は容易想到であり、本件発明１は進歩性を有しないから、本件審決の上記判断は誤りである。

第４ 被告の主張

１ 取消事由１（甲１４を主引用例とする進歩性の判断の誤り）（無効理由４関係）

(1) 取消事由１－１～１－４が主張自体失当かについて

原告が主張する取消事由１－１～１－４は、いずれも一部の相違点が相違点ではないとか容易想到であるというのにとどまり、すべての相違点の容易想到性を論証するものではないから、本件審決の結論に影響を及ぼさず、主

張自体失当である。

(2) 取消事由 1－1（甲 1 4 発明の認定の誤り）

ア 甲 1 4 に記載された発明の認定

本件審決の甲 1 4 発明の認定に誤りはなく，甲 1 4 に記載された発明は，原告主張の構成①及び②を備えるものとして認定することはできない。

イ 認定の根拠

甲 1 4 に記載された発明を，原告主張の構成①及び②を備えるものとして認定する根拠はない。その理由は，次のとおりである。

(ア) 甲 1 4 の記載

a 甲 1 4 作業姿勢図及び甲 1 4 補助側板調整図

甲 1 4 作業姿勢図を考慮に入れても，甲 1 4 には，耕耘深さを 1 2 c m よりも深くできることは記載されていない。甲 1 5 の「耕耘 c m」「1 2 ～ 1 5」という記載を，当時の技術常識を参酌するために利用できるとしても，甲 1 4 作業姿勢図の「深さ 1 2 c m」を「深さ 1 5 c m」と読み替える根拠に用いることはできない。甲 1 4 作業姿勢図でいう「この穴位置」（ゲージ輪アームの上端のニギリの下に穴が 7 個見える位置）よりも下の穴位置が存在するという前提に立つとしても，下の穴位置にゲージ輪止ピンを差し込んでホルダーを固定することによって耕耘深さがどの程度深くなるのかは必ずしも明らかではない。甲 1 4 作業姿勢図は，個々の部材の正確な位置関係を示すものではないし，原告作成の深耕作業姿勢図①及び②は，甲 1 4 作業姿勢図にない穴位置にゲージ輪アームが固定されていることを前提とするものであり，耕耘地面と作業機との相対的な位置関係が本件特許の図 8 と同じになるように恣意的に作成されたものであるから，これらに基づいて甲 1 4 発明の構成を判断することはできない。

b 甲 1 4 の 2 1 頁の補助側板に関する記載

甲 1 4 の 2 1 頁の「補助側板の位置を変更すると、より一層きれいな仕上がりになります。(出荷時には、水田用位置に組付けてあります。)」との記載は、畑のときは補助側板を上につけると「きれいな仕上がり」になり、水田のときは補助側板を下につけると「きれいな仕上がり」になるという意味であり、畑か田かという圃場の目的に応じて適切な補助側板の位置があるという意味である。

甲 1 5 の「より一層隣接部均平性が向上」(甲 1 5 の 2 枚目下段中央)という記載を当時の技術常識を参酌するために利用することが可能であるとしても、甲 1 4 の 2 1 頁の「きれいな仕上がり」を「より一層隣接部均平性が向上」と読み替える根拠として用いることはできない。

畑の場合は、均平板が、後方に回転した、より「寝かした」状態で用いられるので、圃場の凹凸を考えれば補助側板はあまり下の方までカバーすべきではないが、水田の場合は、均平板が、より「立った」状態で用いられるので、下のほうの空間まで補助側板がカバーしている必要があり、このことから、畑のときは補助側板を上につけ、水田のときは補助側板を下につける必要がある。

c 甲 1 4 の 2 2 頁、 2 4 頁の記載

甲 1 4 の 2 2 頁右欄の「ばねの力で表面を押さえます」との記載は、均平板がばねの力によって下向きの付勢力を受けて耕耘地面に押圧接地して碎土をすることを意味するとまでは理解できるとしても、原告主張のように、耕耘土が補助側板の下方の開口部を通して左右の外側方へ強制的に吐き出され、その吐き出された土が左右の延長均平板によって均され、その結果、チェーンケース跡の溝及びブラケット跡の筋が埋め戻されてより一層きれいな仕上がりとなることを示していると読むことはできない。

d 甲 1 4 の 3 0 頁等の記載

甲 1 4 の 3 0 頁右欄には、消耗部品の交換に関して、「(1)チェーンケースガードの交換 交換が遅れるとチェーンケースカバーが削れ、穴があきオイルがもれます。日常点検を行い、早めに交換してください。(2)ブラケットガードの交換 スリ減るとブラケットカバーが削れてしまいます。日常点検をおこない、早めに交換してください。」との記載があるが、そこには、耕耘地面との接触については一切言及がないから、上記の記載により、チェーンケースガードやブラケットガードが、耕耘地面の土との接触によってすり減る消耗部品であることが示されているとはいえない。甲 6 3 の 1 0 頁右欄には「チェーンケース下部や、ブラケット部は磨耗しやすい部分です。特にコンクリート畦畔などでは著しく磨耗が激しい経験をなさった方も多いと思います。」との記載があり、この文言に忠実に理解すれば、チェーンケース下部が削れる理由は、垂直に切り立ったコンクリート等の硬い畦の側壁に接触することである。甲 1 5 の 2 頁下段左の「耐磨耗性が向上」という記載は、コンクリート等の堅い畦の側壁に接触して磨耗することを念頭においた記載である。

e 構成①及び②の記載

以上によれば、甲 1 4 の記載によっても、甲 1 4 に構成①及び②が記載されていると認めることはできない。

(イ) 甲 6 3 の 1 0 頁上段の記載

甲 6 3 の 1 0 頁上段の記載（前記第 3 の 1 (1)イ(イ) a）中の「隣接部の溝、筋」は、チェーンケース跡の溝であるとは述べられておらず、補助側板による溝や筋であると理解される。補助側板を水田用の位置に取り付けると補助側板で溝や筋が形成されるので、畑用の位置に取り付けて溝や筋の形成を防ぐ趣旨である。「1 0 シリーズ」のロータリ作業機(型式 C B X 1 6 1 0) による発明の公然実施が無効理由とされているので

はないから、その動画（甲 6 4 の 1 ～ 4）は証拠としての意味はない。

甲 6 3 の 1 0 頁上段の「隣接部の溝，筋が低減され」という記載が，流れ出る耕耘土でチェーンケース跡の溝を埋め戻すという意味であるならば，わざわざ手間をかけて上下の位置を変更するのは，左右にある補助側板のうちチェーンケースのある側（進行方向左側）のみのはずであるが，甲 6 3 には，左側の補助側板のみ上下の位置を変更することは書かれていない。甲 6 3 の 1 0 頁上段の記載中の「隣接部の溝，筋が低減され」とは，ロータリ爪で耕耘された土が左右に飛び散るのを防ぐことができるということを意味している。

（ウ） 甲 2 9 の 2 8 頁の記載

甲 2 9 の 2 8 頁には，「畑で深耕を行う場合，イラストのようにエプロンシールドの L と R を組み替えることで，土掛け合わせ部分をきれいに仕上げることができます。」と記載されているだけで，甲 1 4 の構成①及び②の内容が具体的に何ら明記されていないことからすれば，構成①及び②の内容が当業者にとって技術常識であり自明な技術事項であるということとはできない。当業者が，甲 1 4 の 2 1 頁の補助側板に関する記載（「補助側板の位置を変更すると，より一層きれいな仕上がりになります。（出荷時には，水田用位置に組付けてあります。）」）に接したとしても，補助側板を畑地用位置に変更すればその下方の開口部から外側方に流れ出る土でチェーンケース跡の溝及びブラケット跡の筋を埋め戻すことができ，より一層きれいな仕上がりになる趣旨と理解することはできない。

（エ） 甲 1 1，甲 2 2，甲 2 4，甲 2 5，甲 6 5 の記載

仮に，甲 1 1，甲 2 2，甲 2 4，甲 2 5，甲 6 5 に，サイドドライブ形式のロータリ作業機で耕耘作業をする際，耕耘地面にチェーンケース跡の溝が形成されることが記載されていたとしても，甲 1 4 に構成①が記載されていると認めることはできないし，まして，甲 1 4 の構成②は

何ら記載されていない。

- (3) 取消事由 1－2（本件発明 1 と甲 1 4 に記載された発明の一致点及び相違点の認定の誤り）

本件審決の甲 1 4 発明の認定に誤りはなく，本件発明 1 と甲 1 4 発明の一致点及び相違点は，本件審決の認定したとおりであり，相違点は相違点 a ～ d であると認められるから，本件審決には，本件発明 1 と甲 1 4 に記載された発明との一致点及び相違点の認定に誤りはない。

- (4) 取消事由 1－3（本件発明 1 と甲 1 4 に記載された発明の相違点の判断の誤り）

前記(3)のとおり，本件発明 1 と甲 1 4 発明の相違点は相違点 a ～ d であると認められ，後記(5)のとおり，相違点 d に係る本件発明 1 の構成は容易想到ではないから，本件審決には，本件発明 1 と甲 1 4 発明の相違点の判断に誤りはない。

- (5) 取消事由 1－4（審決の一致点及び相違点の認定を前提とした場合の相違点の判断の誤り）

ア 相違点 d に係る本件発明 1 の構成は容易想到ではないとした本件審決の判断は相当であり，誤りはない。その理由は，次のとおりである。

イ(ア) 本件発明 1 と甲 1 4 発明は，相違点 d において相違するものであり，甲 1 4 には，開口部について，耕耘された土砂を外側方に流し出しチェーンケース跡の溝に供給してチェーンケース跡の溝を埋め戻すためのものであるとの特定がないから，甲 1 4 発明にそのような開口部を設けるのであれば，「畑地用・上の取付位置」及び「水田用・下の取付位置」以外に，補助側板の下方にそのような開口部が形成されるような取付位置を新たに設定する必要があるところ，補助側板をそのような新たな取付位置に設けることは当業者が容易になし得たこととはいえず，同旨の本件審決の判断（判断①）に誤りはない。

(イ) また、甲 1 1 技術事項の第 2 カバー (2 4) は、第 1 カバー (2 3) に固着されており、後部カバー (1 8) に接続されていないから、第 2 カバー (2 4) の構成を、上下回動可能な均平板に接続された甲 1 4 発明の補助側板に適用することは容易に想到できるとはいえないから、これに当業者が容易に気付くことはないとした本件審決の判断に誤りはないし、仮に適用したとしても、深耕時に補助側板の下方に開口部が形成されるようになると認めるに足る証拠はないから、深耕時において、補助側板の下方に開口部が形成されるようになるともいえないとした本件審決の判断 (判断②) に誤りはない。

(ウ) 原告は、甲 6 3 技術事項を甲 1 4 発明に適用すれば相違点 d に係る本件発明 1 の構成は容易想到である旨主張するが、原告が甲 6 3 技術事項と主張する技術事項は、甲 6 3 には記載されていないし、甲 1 4 発明と甲 6 3 技術事項の組合せによる無効理由は本件無効審判の審理の対象でなかったから、本件訴訟の審理の対象ではない。したがって、相違点 d に係る本件発明 1 の構成は容易想到でないとした本件審決の判断 (判断③) に誤りはない。

2 取消事由 2 (甲 1 5 を主引用例とする進歩性の判断の誤り) (無効理由 5 関係)

(1) 取消事由 2-1 ~ 2-4 が主張自体失当かについて

原告が主張する取消事由 2-1 ~ 2-4 は、いずれも一部の相違点が相違点ではないとか容易想到であるというのにとどまり、すべての相違点の容易想到性を論証するものではないから、本件審決の結論に影響を及ぼさず、主張自体失当である。

(2) 取消事由 2-1 (甲 1 5 発明の認定の誤り)

ア 甲 1 5 に記載された発明の認定

本件審決の甲 1 5 発明の認定に誤りはなく、甲 1 5 に記載された発明は、

原告主張の構成①及び②を備えるものとして認定することはできない。

イ 認定の根拠

甲 1 5 に記載された発明を，原告主張の構成①及び②を備えるものとして認定する根拠はない。その理由は，次のとおりである。

(ア) 甲 1 5 はごく簡単なパンフレットで製品の写真を並べたに過ぎないものであり，甲 1 5 を精査しても，「耕耘地面にチェーンケース跡の溝が形成される」かどうかや，「開口部」によって「耕耘された土砂を外側方に流し出し前記チェーンケース跡の溝に供給して前記チェーンケース跡の溝を埋め戻す」かどうかは判然としない。甲 1 5 の 2 枚目下段中央には「より一層隣接部均平性が向上」という記載があるが，補助側板が左右にある以上，ロータリ爪で耕耘された土が左右に飛び散るのを防ぐという意味にしか読めず，その記載からは，「隣接部におけるチェーンケース跡の溝及びブラケット跡の筋を消す」ということまで導き出すことはできない。

甲 6 3 の 1 0 頁上段の記載については，前記 1 (2)イ (イ) のとおりである。

(イ) 原告は，「熱処理加工ガード」についての甲 1 5 の 2 枚目下段左及び甲 6 3 の 1 0 頁下段の記載により，チェーンケース及びブラケットによって耕耘地面にチェーンケース跡の溝及びブラケット跡の筋が形成されることは明らかであると主張するが，原告の指摘する甲 1 5，甲 6 3 の上記箇所には，耕耘地面の土との接触に対する言及が一切存在しない。甲 6 3 の 1 0 頁下段の「チェーンケース下部や，ブラケット部は磨耗しやすい部分です。特にコンクリート畦畔などでは著しく磨耗が激しい経験をなされた方も多いと思います。」との記載は，その文言に忠実に理解すれば，チェーンケース下部が削れる理由は，垂直に切り立ったコンクリート等の硬い畦の側壁に接触することであると解される。甲 1 5 の 2

頁下段左の「耐磨耗性が向上」という記載は、コンクリート等の堅い畦の側壁に接触して磨耗することを念頭においた記載である。

- (3) 取消事由 2－2（本件発明 1 と甲 1 5 に記載された発明の一致点及び相違点の認定の誤り）

本件審決の甲 1 5 発明の認定に誤りはなく、本件発明 1 と甲 1 5 発明の一致点及び相違点は、本件審決の認定したとおりであり、相違点は相違点 $\alpha \sim \delta$ であると認められるから、本件審決には、本件発明 1 と甲 1 5 に記載された発明との一致点及び相違点の認定に誤りはない。

- (4) 取消事由 2－3（本件発明 1 と甲 1 5 に記載された発明の相違点の判断の誤り）

前記(3)のとおり、本件発明 1 と甲 1 5 発明の相違点は相違点 $\alpha \sim \delta$ であると認められ、後記(5)のとおり、相違点 δ に係る本件発明 1 の構成は容易想到ではないから、本件審決には、本件発明 1 と甲 1 5 発明の相違点の判断に誤りはない。

- (5) 取消事由 2－4（審決の一致点及び相違点の認定を前提とした場合の相違点の判断の誤り）

前記 1 (5)のとおり、相違点 d に係る本件発明 1 の構成は容易想到ではないとした本件審決の判断は相当であり、誤りはなく、同様の理由により、相違点 δ に係る本件発明 1 の構成は容易想到ではないとした本件審決の判断に誤りはない。

原告は、甲 1 5 発明に甲 6 3 に記載された技術事項を適用することによって相違点 δ に係る本件発明 1 の構成は容易想到であると主張するが、甲 1 5 発明に甲 6 3 に記載された技術事項を適用することによって相違点 δ に係る本件発明 1 の構成が容易想到であることは、本件無効審判では主張されず、審理されなかったから、審決取消訴訟においてこれを審理の対象とすることはできない。

3 取消事由 3 (検甲 1 を主引用例とする進歩性の判断の誤り) (無効理由 1 関係)

検甲 1 発明に甲 1 1, 甲 1 4, 甲 1 5 等に記載された周知技術又は公知技術を適用しても相違点 3 に係る本件発明 1 の構成は容易想到ではない旨の本件審決の判断に誤りはない。

原告が主張する甲 1 4 等技術事項は, 甲 1 4, 甲 1 5 及び甲 6 3 に記載されておらず, 公知技術でも周知技術でもない。仮に甲 1 4, 甲 1 5 及び甲 6 3 に原告主張の甲 1 4 等技術事項が記載されているとしても, 検甲 1 発明においては, エプロンサイドプレートを取り外して別の部分に取り付けることは想定されていないから, エプロンサイドプレートを新たな位置に設置するためにエプロン部材のフランジに 2 つのボルト孔を追加して形成することには動機づけがなく阻害理由がある。

原告が本件無効審判の検甲 1 の検証において, エプロンサイドプレートを取り付けるボルトを出荷当時のものとは別のものにすり替えていたことから, 取消事由 3 を主張すること自体, 訴訟法上の信義則違反である。

第 5 当裁判所の判断

1 本件特許に係る発明について

- (1) 本件特許の願書に添付した明細書, 図面の内容は, 別紙特許公報記載のとおりである。
- (2) 本件特許の願書に添付した明細書, 図面の内容に照らすと, 本件特許に係る発明の意義は次のとおり認められる。

ア 本件発明 1 ～ 5 は, トラクタの後部に昇降可能に装着され, 作業ロータを備えるロータリ作業機に関する (【 0 0 0 1 】)。

周りに複数の耕耘爪が突設された作業ロータを備えるロータリ作業機では, 爪により土塊を攪拌・反転させながら, ワラ等をスキ込み, 後方の整地板 (エプロン) にて表面を整地していく必要がある。また, このようなロータリ作業機で耕耘性能 (特に碎土性・均平性) の向上を図る必要もあ

る（【０００２】）。

イ ロータリ作業機において、深く耕耘しようとする場合には、チェーンケースが耕耘地面内に侵入してしまい、チェーンケースによって溝が形成されてしまう。しかも、チェーンケースの部分はエプロン部材の幅よりも外側位置に形成されているため、チェーンケースによって形成された溝を消すことが困難であるという問題がある（【０００８】）。

本発明の目的は、チェーンケースによって形成された溝を埋めることが可能なロータリ作業機を提供することにある（【０００９】）。

ウ 本発明のロータリ作業機は、作業ロータと、前記作業ロータの上方を覆うシールドカバー本体部と、前記シールドカバー本体部の左右側側面に配設されたサイドシールドと、前記シールドカバー本体部に対して上下回動可能に連結されて前記作業ロータの後側を覆うエプロン部材と、前記エプロン部材の左右側側面に接続されたエプロンサイドプレートと、を有し、前記エプロンサイドプレートは、前記エプロン部材との接続状態を第１の状態（通常の耕耘状態）から第２の状態（深耕状態）へ変化させることで、前記エプロンサイドプレートの下側方向位置に開口部を形成可能としたことから（【００１０】）、本発明のロータリ作業機は、深耕状態時にチェーンケースによって形成されてしまう溝を埋めることが可能となる（【００１５】、【００７４】）。

エ 好適には、前記エプロンサイドプレートは、上下を逆にして接続することによって、前記エプロン部材との接続状態を前記第１の状態から第２の状態へ変化させるので（【００１１】）、容易な構成によって開口部を形成することが可能となり（【００７５】）、さらに、前記エプロンサイドプレートには、第１の接続部及び第２の接続部が形成され、前記エプロン部材の左右側側面には、第１の被接続部及び第２の被接続部が形成され、前記第１の状態においては、前記第１の接続部と前記第１の被接続部とが接続され、

前記第 2 の接続部と前記第 2 の被接続部とが接続され、前記第 2 の状態においては、前記第 1 の接続部と前記第 2 の被接続部とが接続され、前記第 2 の接続部と前記第 1 の被接続部とが接続されるので(【0012】)、単に、ボルト等の接合手段(締結手段)を外し、エプロンサイドプレート 19 の天地逆とすることによって、開口部を設けることが可能になる(【0076】)。

オ また、エプロンサイドプレートは、前記エプロン部材側に折れ曲がった屈曲部を有し、前記屈曲部は、前記エプロン部材が整地可能な状態において、前記シールドカバー本体部に接続されたサイドシールドと前記エプロンサイドプレートとが重畳状態になる部分を少なくとも含むように形成されるので(【0013】)、ボルト等の接合手段(締結手段)を外し、エプロンサイドプレートの天地逆とするという容易な方法によって開口部を設けることが可能となることに加え、容易な構成で、エプロン部材を、上側方向位置に持ち上げられた状態から整地可能な状態に確実にすることが可能となる(【0077】)。

カ さらに、前記エプロンサイドプレートの後側方向に位置する部分は、前記第 1 の状態においても前記第 2 の状態においても、前記エプロン部材よりも突出する部分を有しないので(【0014】)、怪我の原因、外観の悪化とならないという利点がある(【0078】)。

2 取消事由 1 (甲 14 を主引用例とする進歩性の判断の誤り) (無効理由 4 関係)

(1) 取消事由 1-1 ～ 1-4 が主張自体失当かについて

被告は、原告が主張する取消事由 1-1 ～ 1-4 は、いずれも一部の相違点が相違点ではないとか容易想到であるというのにとどまり、すべての相違点の容易想到性を論証するものではないから、本件審決の結論に影響を及ぼさず、主張自体失当である旨主張する(前記第 4 の 1(1))。

しかし、原告は、本件審決による甲 1 4 に記載された発明の認定に誤りがあり（取消事由 1－1）、その結果、本件発明 1 と甲 1 4 発明との一致点及び相違点の認定にも誤りがあり、相違点 b，d は一致点であり、相違点は相違点 a，c のみとすべきであり（取消事由 1－2）、相違点 a，c に係る本件発明 1 の構成は容易想到である（取消事由 1－3）とするものであるから、原告の主張する取消事由 1－1～1－3 は、本件発明 1 を無効とする主張であり、本件審決の結論に影響を及ぼすものと認められる。

また、本件審決は、相違点 d に係る本件発明 1 の構成が容易想到でないことを理由にその余の相違点について容易想到性の判断をすることなく無効理由 4（前記第 2 の 3(1)エ）には理由がない旨判断しているところ（本件審決 95～98 頁）、原告は、本件審決の一致点及び相違点の認定を前提とした場合であっても、相違点 d に係る本件発明 1 の構成は容易想到であると主張するから（取消事由 1－4）、仮に原告主張のとおり相違点 d に係る本件発明 1 の構成が容易想到であるとすれば、その余の相違点について容易想到性の判断をすることなく無効理由 4 には理由がないとした本件審決の判断を維持することができなくなり、本件審決の結論に影響を及ぼすものと認められる。

したがって、原告が主張する取消事由 1－1～1－4 は主張自体失当ではない。

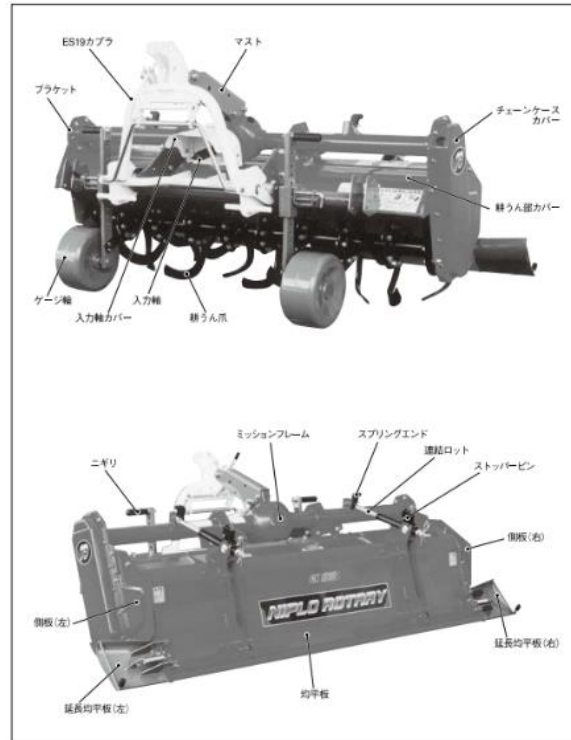
(2) 取消事由 1－1（甲 1 4 発明の認定の誤り）

ア 甲 1 4 に記載された発明の認定

（ア） 甲 1 4 には次のとおりの記載がある。

a 9 頁の図

1 各部のなまえ

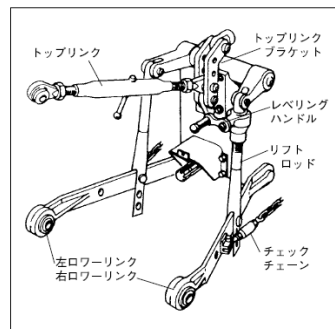


b 1 1 頁右欄

「トラクタの準備

...

- 作業機の上がり量，下がり量が不足する場合は，リフトロッドの取付穴位置を上下の穴に移して調整してください。上にすると上がり量が増え，下にすると下がり量が増えます。



」

c 12 頁左欄

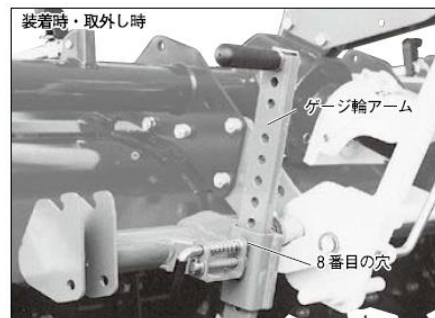
「装着姿勢

・・・

カプラで装着できるように、ロータリの姿勢を調整します。

- (1) ゲージ輪の止めピンは、ホルダーの上の穴を使い、ゲージ輪アームの上から8番目の穴にセットします。

・・・

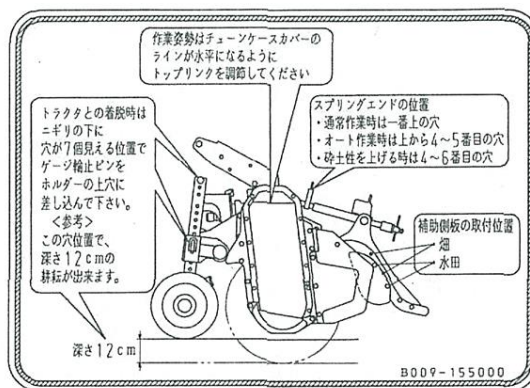


」

d 21 頁左欄

「作業姿勢

下図を参考に、各項目確認をしてください。



- (1) トップリンクの長さ

作業姿勢は、所定の耕深時にチェーンケースカバーの上側のラインが水平になるように、トップリンクを調整します。

・・・

(4) 補助側板

補助側板の位置を変更すると，より一層きれいな仕上がりになります。（出荷時には，水田用位置に組付けてあります。）

①畑地用・上の取付位置

②水田用・下の取付位置

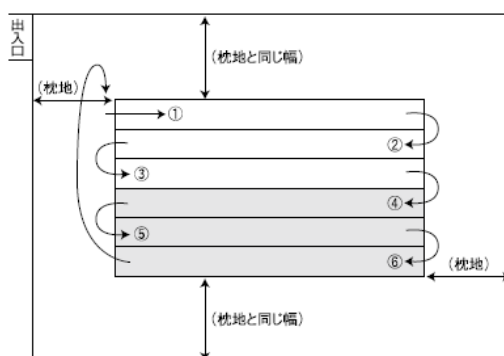
25ページ□5 補助側板の調整を参照してください。」（四角囲み数字は，「□数字」と表記する。以下同じ。）

e 2 1 頁右欄

「作業方法

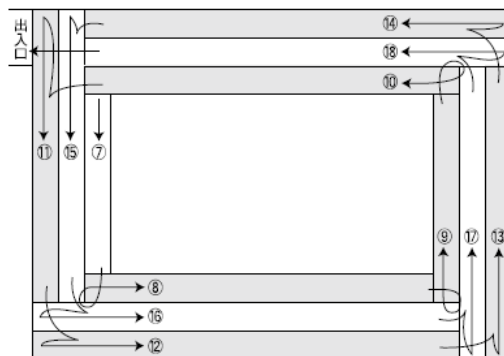
下に記した耕法は，一般的におこなわれている耕法です。ほ場の形や条件に合った方法で使用してください。

(1) トラクタ旋回用の枕地として，ロータリ耕うんの約3行程分を残し，側方にも枕地と同じ幅を残し，ほ場の長辺をまっすぐ耕うんします。



(2) ①から⑥の順に側方の未耕地が枕地と同じ幅になるまで，往復耕をおこないます。

(3) ⑦から⑩の枕地と側方の未耕地を回り耕うんします。



(4) ⑪から⑭であぜ際を回り耕うんします。ブラケット側をあぜ
際に合わせる方が（左回り）、残耕が少なくてすみます。

(5) ⑮から⑱で間に残ったところを回り、耕うんして終了です。」

f 2 2 頁左欄

「上手な作業のしかた

□ 1 作業速度と爪軸回転速度（P T O速度）

トラクタの作業速度とロータリの爪軸回転速度は相関関係にあり
ますので、下表をめやすに作業目的や土地条件に合わせて選択くだ
さい。

回転速度 (rpm)	↑ 300				
	速い 250		⑦	⑤	⑥
	遅い 200	⑧	③	④	
	↓ 150	⑨	②	①	
		1.0	2.0	3.0	4.0
		←遅い 作業速度 (km/h) 速い→			

(1) 水田の荒起し作業は、一番遅い P T O 回転の 1 速でおこない
ます。

...

(4) 畑地の砕土作業は、P T O 回転を 2 速にします。

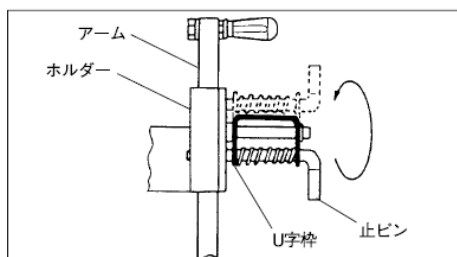
(5) 細碎土耕は、P T O回転を3速と速くします。

・・・」

g 22頁左欄～右欄

「□2 作業深さの調整

ゲージ輪止めピンを引き出し、ゲージ輪アームを上下して調整します。ホルダーには上下2ヶ所の止めピン穴があります。図のようにU字枠を反転させると、15mm間隔で調節ができます。



左右のゲージ輪は同一穴にセットします。

トラクタ油圧は、ポジションコントロールレバーを使い、最下げの位置で使います。ポジションコントロールレバーは途中で止めないでください。」

h 22頁右欄

「□3 均平板の調整

均平板の上下、および押えばねの調整は、碎土性能、土の反転性能、表面の仕上がりに大きく影響します。連結ロットの上のスプリングエンドをスライドさせ調整してください。

(1) 一般耕うん

スプリングエンドを上げて押えばねをフリーにし、均平板の重量だけで表面を押えます。



(2) 畑地の碎土

スプリングエンドを下げて押えばねをきかせ、ばねの力で表面を押えます。C B X 1 0はRピンを差し変えてください。



」

i 2 3 頁左欄

「(3) 石の多いほ場や粘湿田

石の多いほ場や粘湿田では、押えばねをフリーにし、ローターピンを下から2～4番目の穴に挿して均平板を表面から浮かせ、均平板の損傷や土溜りを少なくして使用します。



(4) 均平板のはね上げ

均平板は2段階に上げることができます。

①メンテナンス作業時

(C B X 1 0にはこの装備は付いていません。)

ロータリの爪交換などのメンテナンス作業時に、均平板をはね上げて自動的にロックすることができます。

・・・」

j 23頁右欄

「3) 均平板を持ち上げると、ストッパーピンで自動的にロックします。

4) 均平板をおろす時は、2ヶ所のストッパーピンのレバーの上のボタンを押し、レバーを(前側)解除の位置にセットします。均平板を少し持ち上げると、ストッパーピンのピンが自動的に抜けてから、均平板をゆっくりおろしてください。

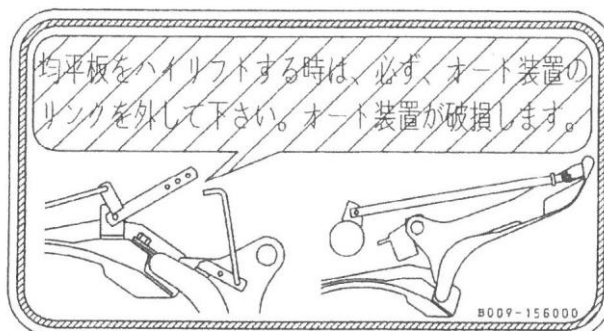
・・・

②ハイリフト時

・・・

メンテナンス時よりもっと上げたい、均平板を上げた状態で作業を行いたい時に使用します。

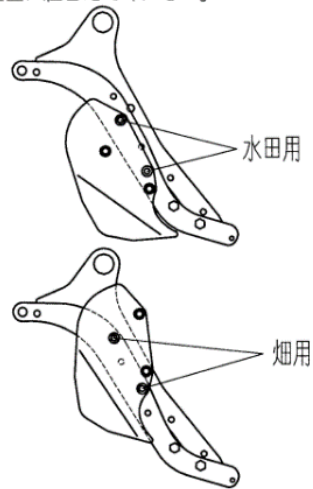
・・・



」

5 補助側板の調整

補助側板は、出荷状態では畑用の位置になっています。
水田用として使用する場合は、水田用の位置に組替えてください。



「□1 爪の種類

耕うん爪には用途に応じて次の種類があります。・・・

(呼称)	(刻印)	(回転径)	(用途)
汎 用 爪	A231	φ 490	標準セット
S 爪	S15G	φ 500	石の多いほ場
花 形 爪	B4	φ 460	プラウ耕跡地碎土用
畑用ナタ爪	E2	φ 440	抵抗少く軽量な畑碎土用
L 爪	L4	φ 510	固い土塊や茎の裁断用
M 爪	M4	φ 510	固い土地の碎土用
ホルダー爪	H121CBX	φ 490	ホルダー耕うん軸用・H仕様セット
	H131CX	φ 490	ホルダー耕うん軸用・H仕様セット
フォーク爪	3376	φ 510	ホルダー用フォーク爪」

(イ) 前記(ア)の甲 1 4 の記載によれば、甲 1 4 に記載された発明は、本件審決の認定（前記第 2 の 3 (3)ア(ア)）のとおりであると認められる。

イ 原告の主張の検討

(ア) 原告は、甲 1 4 に記載された発明は、「前記チェーンケースの下側部分が耕耘地面よりも下部に位置するように前記耕耘地面を深い位置まで耕耘する場合には前記チェーンケースによって前記耕耘地面にチェーンケース跡の溝が形成されるように固定されたチェーンケース」（構成①）及び「耕耘された土砂を外側方に流し出し前記チェーンケース跡の溝に供給して前記チェーンケース跡の溝を埋め戻す開口部」（構成②）という構成を備えると主張するので（前記第 3 の 1 (1)）、この点について検討する。

(イ) 甲 1 4 の記載について

a 甲 1 4 の 2 1 頁の甲 1 4 作業姿勢図及び 2 5 頁の甲 1 4 補助側板調整図

(a) 甲 1 4 作業姿勢図は、ロータリ作業機全体を側方からみた図であるところ、この図には、チェーンケースの下側部分が耕耘地面よりも上部に位置することが示されており、下部に位置することは示されていない。甲 1 4 の 9 頁には、ロータリ作業機全体を前方斜め及び後方斜めからみた写真が掲載されているところ（前記ア(ア) a ）、これらの写真によれば、チェーンケースカバーの下側部分は、ゲージ輪及び均平板の下端部よりも上部に位置することが認められ、そのため、チェーンケースカバーの下側部分が耕耘地面よりも上部に位置することが示されているものと認められる。

甲 1 4 作業姿勢図の左側の吹き出しには、「トラクタとの着脱時はニギリの下に穴が 7 個見える位置でゲージ輪止ピンをホルダーの上穴に差し込んで下さい。〈参考〉この穴位置で、深さ 1 2 c m の耕

耘が出来ます。」との記載があり、甲 1 4 の 2 1 頁左欄の「(1)トップリンクの長さ」に「所定の深耕時」との記載があり（前記ア(ア) d），2 2 頁左欄から右欄にかけては「□ 2 作業深さの調整」の表題の下に耕耘深さ（作業深さ）の調整の仕方が記載されている（前記ア(ア) g）。これらの記載によれば、耕耘深さを 1 2 c m 以外の深さとすることができることは窺われるとしても、チェーンケースの下側部分が耕耘地面よりも下部に位置する深さとすることは示されていない。

- (b) この点に関し、原告は、1 2 c m は甲 1 4 記載のロータリ作業機での標準耕深であって、甲 1 4 の 2 2 頁には耕耘深さ（作業深さ）の調整について説明が記載されており、甲 1 5 には「耕深 c m」「1 2 ～ 1 5」と記載されていることからして、耕耘深さを 1 5 c m に変更することができる場所、耕耘深さを 1 5 c m に変更するとともに、補助側板の位置を「水田用・下の取付位置」から「畑地用・上の取付位置」に変更し、かつ、押えばねの付勢力で均平板が耕耘地面を押えるようにした場合の作業姿勢を示す図を作成すると、深耕作業姿勢図①のとおりとなり、この深耕作業姿勢図①によれば、補助側板の下方にはチェーンケース跡の溝を埋め戻すために開口部が存在すると主張する（前記第 3 の 1 (1)イ(ア) a (a)）。また、原告は、深耕作業姿勢図①において、補助側板の形状を甲 1 4 補助側板調整図に示す形状に変更すると深耕作業姿勢図②のようになり、それによっても補助側板の下方にはチェーンケース跡の溝を埋め戻すための開口部が存在すると主張する（前記第 3 の 1 (1)イ(ア) a (b)）。

甲 1 4 作業姿勢図は、甲 1 4 の 2 1 頁左欄の記載（前記ア(ア) d）によれば、耕耘深さが 1 2 c m である場合を例に、各項目の確認をするための参考として示されたものであり、ロータリ作業機のチェ

チェーンケース，均平板，補助側板，耕うん爪の外径等を一応踏まえたものとは推測される。しかし，その図面の目的に照らしても，また，図面上で深さ 12 c m として示された寸法から窺われる図面の精度に照らしても，耕耘深さが 12 c m から 15 c m になったときにチェーンケースの下側部分と耕耘地面が同じ高さになるのか，いずれかが上又は下に位置するのかを判別できるほどに正確な図であるとは認められない。そのため，甲 14 作業姿勢図をもとに作図した深耕作業姿勢図①及び②によって，補助側板の下方にチェーンケース跡の溝を埋め戻すための開口部が存在すると認めることはできない。

- (c) 原告は，甲 14 と甲 15 は同じ製品に係る取扱説明書とカタログであるから，甲 15 の「耕深 c m」「12～15」という記載は，甲 14 作業姿勢図の「深さ 12 c m」という記載を「深さ 15 c m」と読み替える根拠になると主張する（前記第 3 の 1(1)イ(ア) a(c) ①）。また，原告は，甲 14 の 22 頁の「U 字枠を反転させると，15 mm 間隔で調節ができます。」との記載は，ゲージ輪アームには複数のピン穴が「30 mm 間隔」で形成されているが，U 字枠の反転を利用することよりピン穴間隔よりも細かな「15 mm 間隔」で耕耘深さを調整できるという意味であり，例えば，U 字枠を反転させることなく，1 個下のピン穴に止ピンを差し替えた場合には耕耘深さは「30 mm (= 3 c m)」，2 個下のピン穴に差し替えれば「60 mm (= 6 c m)」深くなると主張し，また，本件特許の明細書の「・・・耕耘地面 G が柔らかく深く耕耘してしまう場合・・・溝が形成される。」（【0068】）との記載からみて，柔らかい土では甲 14 作業姿勢図よりも耕耘深さが深くなる場合があり，その場合には，本件特許の図 8 のようにより深い溝が形成されることになる

主張する（前記第3の1(1)イ(ア) a (c)②）。

甲14（平成19年4月作成）は、原告の「ニプロロータリー」製品のうち特に「CBX/CX-10シリーズ」の製品（甲14表紙）に添付される「取扱説明書」であり、同製品にかかる取扱方法と使用上の注意事項について記載したものである（甲14の2枚目「はじめに」）。甲15（平成16年11月作成）は、甲14よりも前に公開された、「CBX/CX」を含む「10シリーズ」全ての「ニプロロータリー」製品を対象とするカタログであり、その主要諸元（甲15の3枚目）には、「CBX/CX」製品も含まれており、甲14の主要諸元（甲14の7、8頁）と数値も概ね共通しているが、甲14の主要諸元では「標準耕深（cm）」「12」と記載されているのに対し（甲14の7頁）、甲15の主要諸元では「耕深cm」として「12～15」と記載されている（甲15の3枚目）。なお、甲15の主要諸元から、「CBX/CX」は、「10シリーズ」の中で中小型のものであると認められる。上記のとおり、甲15には、「耕深cm」として「12～15」と記載されているから、原告主張のように15cmを超えて、12cmより6cm深い18cmの耕耘深さで耕耘作業を行うことが予定されているとは認められない。また、本件特許の明細書に「・・・耕耘地面Gが柔らかく深く耕耘してしまう場合・・・溝が形成される。」（【0068】）との記載があるとしても、そのことから、甲14に、チェーンケースにより溝が形成されること（構成①）が記載されていると認めることはできない。したがって、原告の上記主張は、いずれも採用することができない。

b 甲14の21頁の補助側板に関する記載

甲14の21頁左欄には、補助側板に関して、「補助側板の位置を変

更すると、より一層きれいな仕上がりになります。(出荷時には、水田用位置に組付けてあります。)」との記載があり(前記ア(ア)d), 25頁の甲14補助側板調整図には、「水田用として使用する場合は、水田用の位置に組替えてください。」との記載がある。したがって、畑で耕耘作業をするか水田で耕耘作業をするかに応じて、補助側板の均平板への取付位置を畑用の取付位置としたり水田用の取付位置としたりすることは記載されているものの、畑の耕耘深さに応じて取付位置を切り替えることは記載されていない。また、甲14の22頁左欄の「□1 作業速度と爪軸回転速度(P T O速度)」には、トラクタの作業速度とロータリの爪軸回転速度を作業目的や土地条件に合わせて選択することが記載され(前記ア(ア)f), 22頁右欄から23頁右欄にかけての「□3 均平板の調整」には、砕土性能、土の反転性能、表面の仕上がり大きく影響する均平板の上下、押えばねの状態を調整することが記載され(前記ア(ア)h~j), 26頁の「□1 爪の種類」には、用途に応じて爪の種類(畑砕土用や固い土地の砕土用など)を変えることが記載されており(前記ア(ア)l), 作業目的や畑(圃場)の条件等に応じて適切な作業を行うために必要な事項が詳しく書かれているにもかかわらず、「補助側板」を「作業深さ」との関連で調整することは記載されていない。

甲14の上記記載からすると、甲14(取扱説明書)に接した当業者は、甲14の補助側板は、どのような耕耘深さで作業するかにかかわらず、畑で作業する場合には畑用の取付け位置に、水田で作業する場合には水田用の取付け位置に取り付けて作業し、そうすることで「より一層きれいな仕上がり」にするとの効果を奏するものと理解すると認められ、補助側板の下側方向位置に形成される開口部から耕耘された土砂を外側方に流し出し、チェーンケース跡の溝に供給してチェー

ンケース跡の溝を埋め戻すという構成②にかかる補助側板が記載されていると認識するものとは認められない。

甲 1 5 には、「補助側板は水田・畑と作業状態により位置が変えられ、より一層隣接部均平性が向上しました。(全シリーズ)」(2 枚目下段中央)との記載があり、この「より一層隣接部均平性が向上しました」との記載を参酌するとしても、単に「隣接部」としか記載されていないこと、水田での作業か畑での作業かに応じて補助側板の位置を変えることが記載されているにとどまり、耕耘深さに応じて補助側板の位置を変えることは記載されていないことからすると、甲 1 5 の「より一層隣接部均平性が向上しました」との記載は、隣接部におけるチェーンケース跡の溝又はブラケット跡の筋を消すことを意味すると認めることはできない。かえって、甲 1 4 の 2 1 頁右欄の「作業方法」(前記ア(ア) e) に、既耕地と隣接するように未耕地部分を耕耘していく際の手順が記載されており、甲 2 5 (実願昭 6 1-5 5 8 6 号(実開昭 6 2-1 1 6 6 0 9 号)のマイクロフィルム)に、従来のサイドドライブ式耕耘具では、耕耘具で飛散した飛散泥土が常に動力ケースの後方未耕地部分に溜まっていたため次に隣接耕を行う場合の未耕地と既耕地の境界がはっきりせず隣接部に残耕を生じる場合があったとの記載(甲 2 5, 3 枚目)があることを踏まえると、甲 1 5 の「より一層隣接部均平性が向上しました」との記載は、耕耘具により泥土が飛散するのを防ぎ、隣接する既耕地の境界部分の均平性を高めることを意味しているのであって、隣接部におけるチェーンケース跡の溝及びブラケット跡の筋を消すことを意味すると解することはできない。したがって、甲 1 4, 甲 1 5 に記載された補助側板は、耕耘具により泥土が飛散するのを防ぐ役割を果たしているものと認められる。

そして、補助側板が、左右に飛び散る耕耘飛散土を遮蔽するための

ものであると解するならば、被告の主張するとおり、畑の耕耘のときは均平板を後方に回転して、より「寝かした」状態で用いるので、圃場の凹凸を考えれば、補助側板は下の方までカバーする必要はないが、水田の耕耘のときは均平板が、より「立った」状態で用いられるので、下のほうの空間まで補助側板がカバーしている必要があることとなり、畑のときは補助側板を高い位置に取り付け、水田のときは補助側板を低い位置に取り付けることと整合的に理解することができる。この点に関し、原告は、均平板の状態（寝た状態、立った状態）は、主として耕耘深さに応じて変化するものであり、畑か水田かで予め決まっているものではないこと、水田においてはチェーンケース跡の溝やブラケット跡の筋が残ったとしても、次工程の代掻作業の障害にならないことなどを主張するが（前記第3の1(1)イ(ア) b (b)②）、甲14、15では、補助側板の取付位置は畑か水田かによってのみ変えることとされる一方で、畑か水田かを区別することなく「より一層きれいな仕上がりになります。」（甲14の21頁左欄、前記ア(ア) d）、「より一層隣接部均平性が向上しました」（甲15の2枚目下段中央）と記載されていることに照らして、原告の上記主張は採用することができず、補助側板が左右に飛び散る耕耘飛散土を遮蔽するためのものであると解することは妨げられない。したがって、甲15の「補助側板は水田・畑と作業状態により位置が変えられ、より一層隣接部均平性が向上しました。（全シリーズ）」（甲15の2枚目下段中央）との記載を参酌しても、甲14の「補助側板の位置を変更すると、より一層きれいな仕上がりになります。」との記載が、隣接部におけるチェーンケース跡の溝及びブラケット跡の筋を消すことを意味しているとはいえず、甲14に原告が主張する構成②に係る補助側板の構成が記載されているとはいえない。

c 甲14の22頁，24頁の記載

原告は，甲14の22頁に均平板の調整に関して「・・・均平板の上下，および押えばねの調整は，碎土性能，土の反転性能，表面の仕上がり大きく影響します。・・・(2)畑地の碎土 スプリングエンドを下げて押えばねをきかせ，ばねの力で表面を押えます。」との記載があること，甲14の24頁に「畑地などで継目をならす延長均平板」との記載があることから，補助側板の下方の開口部が当該溝及び筋に耕耘土を供給するための空間であることは明らかである旨主張する（前記第3の1(1)イ(ア)c）。

しかし，甲14の22頁，24頁の上記の記載は，その文言からして，均平板が地面を押さえることによって地面を平らにすることを示しているものであり，耕耘地面にチェーンケース溝が形成されてその溝に土が供給されるか否かにかかわらず，地面を平らにするとの機能を発揮することが記載されているものと認められ，補助側板の下方の開口部が当該溝及び筋に耕耘土を供給することによって地面を平らにすることが記載されていると認めることはできず，原告の上記主張は，採用することができない。

d 甲14の30頁等の記載

原告は，甲14の30頁右欄の記載や甲15の2枚目下段左の記載に基づき，チェーンケースの下部に位置するチェーンケースガードや，ブラケットの下部に位置するブラケットガードが消耗部品であることから，チェーンケース跡の溝及びブラケット跡の筋が耕耘地面に形成されることは明らかであると主張する（前記第3の1(1)イ(ア)d）。

しかし，チェーンケースガードやブラケットガードが消耗部品であるとしても，それらのすり減り等の原因や地面との接触態様は様々なものが考えられ，チェーンケースガードやブラケットガードが消耗部

品であることから直ちに、チェーンケース跡の溝及びブラケット跡の筋が耕耘地面に形成されるとはいえない。

(ウ) 甲 6 3 の 1 0 頁上段の記載について

原告は、甲 6 3 の 1 0 頁上段には、甲 1 4、甲 1 5 と同じ「1 0 シリーズ」のロータリ作業機に関する記載があるとして、その記載からして、甲 1 4 に構成①及び②が記載されている旨主張する（前記第 3 の 1 (1)イ(イ)）。しかし、甲 6 3 は本件無効審判に提出されなかった証拠であるから、審決取消訴訟において、その記載事項を主引用例又は副引用例として特許の無効を主張することはできない。また、「刊行物に記載された発明」（特許法 2 9 条 1 項 3 号）の認定に当たり、特定の刊行物の記載事項とこれとは別個独立の刊行物の記載事項を組み合わせることは、新規性の判断に進歩性の判断を持ち込むことに等しく、新規性と進歩性とを分けて判断する構造を採用している特許法の趣旨に反し、原則として許されず、本件においてその例外を認める理由はないから、甲 1 4 の記載事項と甲 6 3 の記載事項を組み合わせ甲 1 4 に記載された発明を認定することはできない。したがって、原告の上記主張は、採用することはできない。また、仮に原告の主張が、あくまでも甲 1 4 の解釈をするために甲 6 3 の記載を参酌しているのにとどまるという趣旨であるとしても、甲 6 3 にいう「隣接部の溝、筋」が、チェーンケース跡の溝やブラケット跡の筋であると断定するだけの根拠はないというべきであるから、結局、原告の主張は失当である。

(エ) 甲 2 9 の 2 8 頁の記載について

原告は、被告の商品の取扱説明書である甲 2 9 の 2 8 頁には「畑で深耕を行う場合、イラストのようにエプロンシールドの L と R を組み替えることで、土掛け合わせ部分をきれいに仕上げるができます。」と記載されているだけで、構成①及び②の内容が具体的に何ら明記されてい

ないことから、構成①及び②の内容は当業者にとって技術常識であり自明な技術事項であるとし、甲１４の２１頁の補助側板に関する記載（「補助側板の位置を変更すると、より一層きれいな仕上がりになります。（出荷時には、水田用位置に組付けてあります。）」）に接した当業者は、詳しい説明がなくても、補助側板の下方の開口部から外側方に流れ出る土でチェーンケース跡の溝及びブラケット跡の筋を埋め戻すことができ、より一層きれいな仕上がりになる趣旨と理解する旨主張する（前記第３の１(1)イ(ウ)）。

しかし、甲２９の２８頁に構成①及び②の内容が具体的に明記されなかったとしても、そのことから、構成①及び②の内容が当業者にとって技術常識であり自明な技術事項であったと認めることはできない。甲１４の２１頁の補助側板に関する記載、甲２９の２８頁の上記記載のいずれにも、補助側板の下方の開口部から外側方に土が流れ出ることや、それによってチェーンケース跡の溝及びブラケット跡の筋を埋め戻すことは記載されていないから、甲１４の２１頁の補助側板に関する記載に接した当業者が、甲２９の２８頁の上記記載に接しても、補助側板の下方の開口部から外側方に流れ出る土でチェーンケース跡の溝及びブラケット跡の筋を埋め戻すことができ、より一層きれいな仕上がりになる趣旨と理解するとは認められない。したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

(オ) 甲１１，甲２２，甲２４，甲２５の記載について

原告は、甲１１，甲２２，甲２４，甲２５に基づいて、サイドドライブ形式のロータリ作業機で耕耘作業をする際に、耕耘地面にチェーンケース跡の溝が形成されることは、本件特許の原出願時における当業者の技術常識であったと主張する（前記第３の１(1)イ(エ)）。しかし、仮に、サイドドライブ形式のロータリ作業機で耕耘作業をする際に、耕耘地面

にチェーンケース跡の溝が形成されることが、本件特許の原出願時における当業者の技術常識であったとしても、そのことのみを根拠として、構成①が甲 1 4 に記載されていたと認めることはできない。

また、構成②に係る開口部（耕耘された土砂を外側方に流し出しチェーンケース跡の溝に供給してチェーンケース跡の溝を埋め戻す開口部）は、原告の主張によれば、補助側板と均平板との接続状態を変化させることによって、補助側板の下側方向位置に設けられるものであるところ（前記第 3 の 2 (1) ア）、後記(4)イ(イ)のとおり、甲 1 1、甲 2 2、甲 2 4、甲 2 5 に、飛散土を一部遮蔽しないようにして前記チェーンケース跡の溝に土を供給して前記チェーンケース跡の溝を埋め戻すという技術事項が記載されていたとしても、その手法が、補助側板と均平板との接続状態を変化させることによって補助側板の下側方向位置に開口部を設けるというものであったと断定することはできないから、構成②に係る開口部が本件特許の原出願時における当業者の技術常識であったとは認められない。

(カ) 以上によれば、甲 1 4 に記載された発明に構成①及び②のいずれも記載されていたとは認められない。

- (3) 取消事由 1－2（本件発明 1 と甲 1 4 に記載された発明の一致点及び相違点の認定の誤り）

本件審決の甲 1 4 発明の認定に誤りはないから、本件審決が本件発明 1 と甲 1 4 発明との相違点を相違点 a ～ d と認定したことに誤りはない。したがって、取消事由 1－2（本件発明 1 と甲 1 4 に記載された発明の一致点及び相違点の認定の誤り）は理由がない。

- (4) 取消事由 1－3（本件発明 1 と甲 1 4 に記載された発明の相違点の判断の誤り）、取消事由 1－4（審決の一致点及び相違点の認定を前提とした場合の相違点の判断の誤り）

ア 本件審決の甲 1 4 発明の認定に誤りはないから、本件発明 1 と甲 1 4 発明の相違点は、相違点 a ～ d であると認められる。以下では、相違点 d の容易想到性について検討する。

イ(ア) 前記(2)イ(イ) b のとおり、甲 1 4 の記載からすると、甲 1 4 (取扱説明書) に接した当業者は、甲 1 4 の補助側板は、どのような耕耘深さで作業するかにかかわらず、畑で作業する場合には畑用の取付け位置に、水田で作業する場合には水田用の取付け位置に取り付けて作業し、そうすることで「より一層きれいな仕上がり」にするとの効果を奏するもので、具体的には、耕耘具により泥土が飛散するのを防ぐことによって、隣接する既耕地の境界部分の均平性を高めるものと認識するものと認められる。

(イ) 他方、甲 1 1 には、次の記載がある。

「前記第 2 カバー (2 4) においては、ロータリ耕耘装置 (1) の耕深が浅いときは、第 1 カバー (2 3) に対して低位置に取付け、耕深が深いときには、第 1 カバー (2 3) に対して高位置又は上下反転して取付けたりして、側面間隙 (A) からはみ出ようとする飛散土を略完全に遮蔽することができる。また、第 2 カバー (2 4) は上下位置調整及び上下反転自在であるので、例えば伝動ケース (3) 跡をなくすためにその後方に土を供給する等、意図的に飛散土を遮蔽しないことも可能であり、またはみ出る飛散土量を調整することも可能であり、そのように伝動ケース (3) 跡を消すことによって、均平状態も良好となる。」(明細書 6 頁 3 ～ 1 4 行)

甲 2 2 には、次の記載がある。

「【 0 0 1 2 】前記チェン伝動ケース 7 には、その下端部に接地保護カバー 9、また、下部外側面に側面保護カバー 1 0 が設けられ、チェン伝動ケース 7 の下端部が接地した際に土壤によるチェン伝動ケース 7 自体の

摩耗を防止し、保護するようにしている。・・・該エプロン 12 の後端部左右両側には、図 7 にも示すように、回動支持部材 13 を介して延長エプロン 14 を作業位置と収納位置とに折り畳み（起倒）可能に設けている。・・・」，「【0017】ロータリ耕耘部 8 による耕深は、図 1 及び図 8 で明らかなように、チェン伝動ケース 7 の下端部が耕耘土壌中に入り込む深さであり、耕耘土壌に連続した溝が形成されることになる。一方、耕耘された土壌は、チェン伝動ケース 7 の後方のサイドシールド 17 に対して機体の進行と共に支持部材 18 と側板 20 の間に形成された袋状部に流れ込み、この流れ込んだ土壌は、サイドシールド 17 から後方に排出されて、チェン伝動ケース 7 によって土壌面に形成された溝を埋め戻していく。溝を埋め戻した土壌は、他の耕耘された土壌と共にエプロン 12 及び延長エプロン 14 により均平される。」

甲 24 には次の記載がある。

「伝動ケース（8）の後部と後部カバー（11）の伝動ケース側の一侧部との間の上記側部カバー（12）下方には耕耘爪（3）により耕起された土が自由に食み出るよう食出し口（16）を開放状に形成してある。」

（明細書 3 頁 3～7 頁），「ゲージホイール（22）を相対的に上昇させると、耕耘爪（3）により耕耘される深さが深くなる。・・・耕深が深いために伝動ケース（8）の下部は圃場面に侵入し、従来では凹溝（B）の跡形を残して行く。しかし、本実施例では伝動ケース（8）の後部とこれに対向する後部カバー（11）一侧部との間には食出し口（16）を形成しており、この食出し口（16）より耕耘爪（3）にて耕耘された土が食み出て行って伝動ケース（8）跡の凹溝（B）を埋め尽くし、埋めた跡の盛土は延長カバー（17）により均平されて行き、従って伝動ケース（8）の跡形は完全に消されるのである。」（明細書 3 頁 20 行～4 頁 14 行）

甲 2 5 には次の記載がある。

「この考案は耕耘具の動力ケース溝跡消し装置に関する。この考案は、サイドドライブ式耕耘具において、耕耘具側方に動力ケース溝跡が残る場合にはこの溝跡に耕耘土を飛散させて溝跡を消し、溝跡が残らない場合には耕耘土の飛散を防止して耕耘具の耕耘済の泥土が動力ケース後方に飛散しないようにしたものに関する。」(明細書 1 頁 1 7 行～2 頁 4 行)、

「この考案は、上記の構成により、次のような技術的効果を奏する。即ち、この耕耘具で動力ケース (4) が既耕地側と未耕地側と交互に接しながら作業をしていく隣接耕を行なう時、既耕地側に動力ケース (4) が位置しさらに耕耘爪 (1)・(1)・・・が深く耕耘する場合には、動力ケース (4) の下端が既耕地表面に喰い込んで溝跡をつけるが、動力ケース (4) 前方に取付けた土感知体 (5) が動力ケース (4) 前方の泥土を感知して動力ケース (4) 後方のサイドカバー (3) を動力ケース (4) の略外側端面まで突出移動するので、耕耘爪 (1)・(1) で耕起した泥土がこの動力ケース (4) 後方に飛散して溝跡を消す。」(明細書 3 頁 1 1 行～4 頁 2 行)

上記の甲 1 1, 甲 2 2, 甲 2 4, 甲 2 5 の記載によれば、これらの文献には、チェーンケースの下側部分が耕耘地面よりも下部に位置するような深い位置で耕耘すると、前記チェーンケースによって前記耕耘地面にチェーンケース跡の溝が形成されてしまい、次工程の播種作業の障害になることから、飛散土を一部遮蔽しないようにして前記チェーンケース跡の溝に土を供給して前記チェーンケース跡の溝を埋め戻すという技術事項が記載されていたことが認められる。

(ウ) そこで、甲 1 4 発明に、飛散土を一部遮蔽しないようにしてチェーンケース跡の溝に土を供給してチェーンケース跡の溝を埋め戻すという甲 1 1, 甲 2 2, 甲 2 4, 甲 2 5 に記載された技術事項を適用して、相

違点 d（開口部について、本件発明 1 は、耕耘された土砂を外側方に流し出し前記チェーンケース跡の溝に供給して前記チェーンケース跡の溝を埋め戻すためのものであるのに対し、甲 1 4 発明は、そのような特定がない点。）に係る本件発明 1 の構成を容易に想到することができたかが問題となる。しかし、前記(ア)のとおり、甲 1 4 の補助側板は、耕耘具により泥土が飛散するのを防ぐことによって隣接する既耕地の境界部分の均平性を高めるものであり、耕耘具により泥土が飛散するのを防ぐものであるのに対し、甲 1 1、甲 2 2、甲 2 4、甲 2 5 に記載された技術事項は、一部といえども泥土の飛散を遮断せずに、かえって泥土の飛散によって溝に土を供給するというものであり、両者は、泥土の飛散を防ぐのかそれともそれを利用するのかという点で対極の技術思想に基づくものであり、したがって、甲 1 4 の補助側板に、甲 1 1、甲 2 2、甲 2 4、甲 2 5 に記載された技術事項を適用することについては阻害事由があるものと認められる。そうすると、甲 1 4 発明に甲 1 1、甲 2 2、甲 2 4、甲 2 5 に記載された技術事項を適用して相違点 d に係る本件発明 1 の構成を容易に想到することはできなかったものと認められる。

ウ(ア) 原告は、本件審決は、補助側板の「新たな取付位置」を設定しているが（判断①）、「新たな取付位置」は不要であると主張する（前記第 3 の 1(4)イ）。

しかし、前記イ(ア)のとおり、甲 1 4 の補助側板は、どのような耕耘深さで作業するかにかかわらず、畑で作業する場合には畑用の取付け位置に、水田で作業する場合には水田用の取付け位置に取り付けて作業するものであり、耕耘具により泥土が飛散するのを防ぐことによって隣接する既耕地の境界部分の均平性を高めるものであるから、チェーンケース跡の溝を埋め戻すための開口部を設置するためには、耕耘深さに応じて補助側板の取付位置を設定する必要がある、本件審決の上記判断（判

断①) に誤りがあるとは認められない。

(イ) 原告は、本件審決が、甲 1 1 の第 2 カバー (2 4) の取付態様を甲 1 4 発明の補助側板に適用することは、当業者が容易に気付くことではないとし、また、第 2 カバー (2 4) の取付態様を、上下回動可能な均平板に取り付けられた甲 1 4 発明の補助側板に適用したとしても、深耕時において補助側板の下方に開口部が形成されるようになるともいえないとした判断 (判断②) は誤りであると主張する (前記第 3 の 1 (4)ウ)。

しかし、前記イ(ウ)のとおり、甲 1 4 の補助側板に甲 1 1、甲 2 2、甲 2 4、甲 2 5 に記載された技術事項を適用することについては阻害事由があるし、甲 1 1 の第 2 カバー (2 4) は第 1 カバー (2 3) に固着されており、上下揺動自在に枢支されている後部カバー (1 8) に接続されているものでないから、甲 1 1 の第 2 カバー (2 4) の取付態様を甲 1 4 発明の補助側板に適用することは容易想到であるとは認められず、仮にこれを適用したとしても、深耕時において補助側板の下方に開口部が形成されるようになるとも認められない。したがって、本件審決の上記判断 (判断②) に誤りがあるとは認められない。

(ウ) 原告は、本件審決が、甲 1 4 発明に、甲 1 1、甲 2 2、甲 2 4、甲 2 5 に記載の公知技術又は周知技術を適用することによって相違点 d に係る本件発明 1 の構成とすることは、当業者が容易になし得たことではないと判断 (判断③) したことは誤りであると主張する (前記第 3 の 1 (4)エ)。

しかし、前記イ(ウ)のとおり、甲 1 4 の補助側板に、甲 1 1、甲 2 2、甲 2 4、甲 2 5 に記載された技術事項を適用することについては阻害事由があるから、甲 1 4 発明に、甲 1 1、甲 2 2、甲 2 4、甲 2 5 に記載の公知技術又は周知技術を適用することによって相違点 d に係る本件発明 1 の構成とすることは、当業者が容易になし得たことではなく、同旨

の本件審決の判断（判断③）に誤りはない。

エ そうすると、本件発明 1 と甲 1 4 発明の相違点 d に係る本件発明 1 の構成は容易想到であったとは認められず、本件発明 1 は甲 1 4 発明を主引用例として進歩性に欠けるとは認められない。

オ 本件発明 2 は、本件発明 1 から、「前記エプロン本体部の前記作業ロータ側に両持ち状態で接合された、弾性力を有するカバー材と、前記エプロン本体部の前記作業ロータ側に配置された整地部材と、」及び「前記カバー材と前記整地部材とは、前記作業ロータ側からこの順で前記エプロン本体部に接合され、前記カバー材の後側は前記整地部材の前側と重畳し、」という構成（相違点 a に係る構成）を省き、「前記エプロンサイドプレートは、上下を逆にして接続することによって、前記エプロン本体部との接続状態を前記第 1 の状態から第 2 の状態へ変化させる」という構成を加えたものであり、本件発明 2 と甲 1 4 発明は、相違点 b, c, d において相違していると認められる。そして、前記ア～エと同様に、上記相違点 d に係る本件発明 2 の構成は容易想到であったとは認められないから、本件発明 2 は甲 1 4 発明を主引用例として進歩性に欠けるとは認められない。

本件発明 3～5 は、本件発明 1 又は本件発明 2 の発明特定事項を全て含み、更に限定を加えたものであって、これまで述べたとおり本件発明 1 及び本件発明 2 は甲 1 4 発明を主引用例として進歩性に欠けるとは認められないから、本件発明 3～5 も、甲 1 4 発明を主引用例として進歩性に欠けるとは認められない。

以上によれば、取消事由 1－3（本件発明 1 と甲 1 4 に記載された発明の相違点の判断の誤り）、取消事由 1－4（審決の一致点及び相違点の認定を前提とした場合の相違点の判断の誤り）は、いずれも理由がない。

3 取消事由 2（甲 1 5 を主引用例とする進歩性の判断の誤り）（無効理由 5 関係）

(1) 取消事由 2－1～2－4 が主張自体失当かについて

被告は、原告が主張する取消事由 2－1～2－4 は、いずれも一部の相違点が相違点ではないとか容易想到であるというのにとどまり、すべての相違点の容易想到性を論証するものではないから、本件審決の結論に影響を及ぼさず、主張自体失当である旨主張する（前記第 4 の 2 (1)）。

しかし、原告は、本件審決による甲 1 5 に記載された発明の認定に誤りがあり（取消事由 2－1）、その結果、本件発明 1 と甲 1 5 発明との一致点及び相違点の認定にも誤りがあり、相違点 β 、 δ は一致点であり、相違点は相違点 α 、 γ のみとすべきであり（取消事由 2－2）、相違点 α 、 γ に係る本件発明 1 の構成は容易想到である（取消事由 2－3）とするものであるから、取消事由 2－1～2－3 の主張は、本件発明 1 を無効とする主張であり、本件審決の結論に影響を及ぼすものと認められる。

また、本件審決は、相違点 δ に係る本件発明 1 の構成が容易想到でないことを理由にその余の相違点について容易想到性の判断をすることなく無効理由 5（前記第 2 の 3 (1) 才）には理由がない旨判断しているところ（本件審決 1 0 0～1 0 1 頁）、原告は、本件審決の一致点及び相違点の認定を前提とした場合であっても、相違点 δ に係る本件発明 1 の構成は容易想到であると主張するから（取消事由 2－4）、仮に原告主張のとおり相違点 δ に係る本件発明 1 の構成が容易想到であるとすれば、その余の相違点について容易想到性の判断をすることなく無効理由 5 には理由がないとした本件審決の判断を維持することができなくなり、本件審決の結論に影響を及ぼすものと認められる。

したがって、原告が主張する取消事由 2－1～2－4 は主張自体失当ではない。

(2) 取消事由 2－1（甲 1 5 発明の認定の誤り）

ア 甲 1 5 に記載された発明の認定

(ア) 甲 1 5 には次のとおりの記載がある。

a 1 枚目の写真



b 2 枚目上段中央の記載

「－基本性能UP－

ステンレスカバー

耕うん部カバー，側板内側にステンレスカバーを付けました。土の付着が少なく，馬力のロス，爪の磨耗が軽減されます。また，均平板下部にもステンレスを装備し，より均平性が向上しました。(S X / S X R / S X M / S X L / A X S シリーズ)

新型爪，新配列

新形状の爪と，新配列により碎土性，埋没性が向上しました。静かで安定した作業がおこなえます。

耕うん爪は耐久性の高いフランジタイプと，軽負荷耕うんで湿田でも土つまりが少ないホルダータイプ（H）から選択できます。」

c 2枚目中段～下段の記載

「－使いやすさUP－

・・・

ワンタッチハイリフト機構

均平板の最上げ時のロック⇔解除がワンタッチでおこなえます。

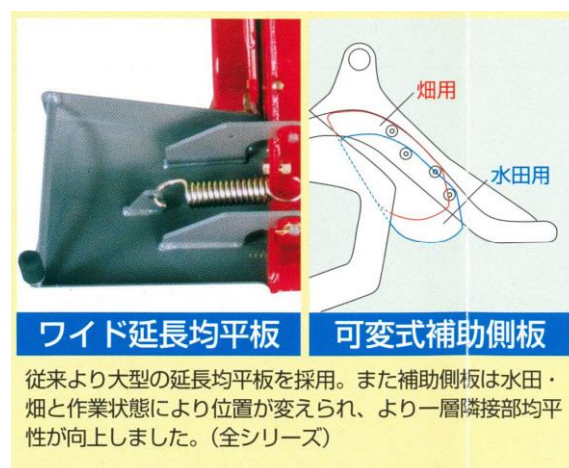
（CX／SX／SXR／SXM／SXL／AXC／AXSシリーズ）

・・・

ワラ巻付き防止ピン

耕うん軸両端へのワラ・草巻付き防止（全シリーズ）」

d 2枚目下段中央の図と記載



（イ） 前記（ア）の甲 1 5 の記載によれば，甲 1 5 に記載された発明は，本件審決の認定（前記第 2 の 3 (3)イ（ア））のとおりであると認められる。

イ 原告の主張の検討

(ア) 原告は、甲 15 に記載された発明は、「前記チェーンケースの下側部分が耕耘地面よりも下部に位置するように前記耕耘地面を深い位置まで耕耘する場合には前記チェーンケースによって前記耕耘地面にチェーンケース跡の溝が形成されるように固定されたチェーンケース」(構成①)及び「耕耘された土砂を外側方に流し出し前記チェーンケース跡の溝に供給して前記チェーンケース跡の溝を埋め戻す開口部」(構成②)という構成を備えると主張するので(前記第3の2(1))、このような原告の主張について検討する。

(イ) 甲 15 に示されるいずれの写真及び図をみても、チェーンケースの下側部分が、耕耘地面よりも上部か、せいぜい耕耘地面に接して位置することは示されているものの、耕耘地面よりも下部に位置することは示されていない。そのため、甲 15 には、チェーンケースによって耕耘地面にチェーンケース跡の溝が形成されること(構成①)が記載されているとは認められない。

甲 15 には、「補助側板は水田・畑と作業状態により位置が換えられ、より一層隣接部均平性が向上しました。(全シリーズ)」(2 枚目下段中央)との記載があるが、この「より一層隣接部均平性が向上しました」との記載を参酌するとしても、単に「隣接部」としか記載されていないこと、水田での作業か畑での作業かに応じて補助側板の位置を変えることが記載されているにとどまり、耕耘深さに応じて補助側板の位置を変えることは記載されていないことからすると、甲 15 の「より一層隣接部均平性が向上しました」との記載は、補助側板を、畑で作業する場合には畑用の取付け位置に、水田で作業する場合には水田用の取付け位置に取付けて作業し、そうすることで「より一層隣接部均平性が向上」するとの効果を奏するものと理解されるものと認められ、隣接部におけるチェーンケース跡の溝又はブラケット跡の筋を消すことを意味するものと認め

ることはできない。甲 2 5（実願昭 6 1－5 5 8 6 号（実開昭 6 2－1 1 6 6 0 9 号）のマイクロフィルム）に、従来のサイドドライブ式耕耘具では、耕耘具で飛散した飛散泥土が常に動力ケースの後方未耕地部分に溜まっていたため次に隣接耕を行う場合の未耕地と既耕地の境界がはっきりせず隣接部に残耕を生じる場合があったとの記載（甲 2 5，3 枚目）があることを踏まえると、甲 1 5 の「より一層隣接部均平性が向上しました」との記載は、耕耘具により泥土が飛散するのを防ぎ、隣接する既耕地の境界部分の均平性を高めることを意味していると認められ、隣接部におけるチェーンケース跡の溝及びブラケット跡の筋を消すことを意味すると解することはできず、補助側板は、耕耘具により泥土が飛散するのを防ぐ役割を果たしているものと認められる。

原告は、甲 6 3 の 1 0 頁上段の記載に基づいて、甲 1 5 に構成①及び②が記載されている旨主張する（前記第 3 の 2 (1)イ(ア)）。しかし、甲 6 3 は本件無効審判に提出されなかった証拠であるから、審決取消訴訟において、その記載事項を主引用例又は副引用例として特許の無効を主張することはできない。また、「刊行物に記載された発明」（特許法 2 9 条 1 項 3 号）の認定に当たり、特定の刊行物の記載事項とこれとは別個独立の刊行物の記載事項を組み合わせることは、新規性の判断に進歩性の判断を持ち込むことに等しく、新規性と進歩性とを分けて判断する構造を採用している特許法の趣旨に反し、原則として許されず、本件においてその例外を認める理由はないから、甲 1 5 の記載事項と甲 6 3 の記載事項を組み合わせる甲 1 5 に記載された発明を認定することはできない。したがって、原告の上記主張は、採用することはできない。さらに、原告の主張を、甲 1 5 の解釈のために甲 6 3 を参酌するという趣旨に理解するとしても、その主張を採用することができないことは、2 (2)イ(ウ)に記載したとおりである。

したがって、甲 1 5 に、チェーンケースによって耕耘地面にチェーンケース跡の溝が形成されること（構成①）が記載されているとはいえず、チェーンケース跡の溝の存在を前提として、耕耘された土砂を外側方に流し出しチェーンケース跡の溝に供給してチェーンケース跡の溝を埋め戻すこと（構成②）についても記載されているとは認められない。

- (3) 取消事由 2－2（本件発明 1 と甲 1 5 に記載された発明の一致点及び相違点の認定の誤り）

本件審決の甲 1 5 発明の認定に誤りはないから、本件審決が本件発明 1 と甲 1 5 発明との相違点を相違点 $\alpha \sim \delta$ と認定したことに誤りはない。したがって、取消事由 2－2（本件発明 1 と甲 1 5 に記載された発明の一致点及び相違点の認定の誤り）は理由がない。

- (4) 取消事由 2－3（本件発明 1 と甲 1 5 に記載された発明の相違点の判断の誤り）、取消事由 2－4（審決の一致点及び相違点の認定を前提とした場合の相違点の判断の誤り）

ア 本件審決の甲 1 5 発明の認定に誤りはないから、本件発明 1 と甲 1 5 発明の相違点は、相違点 $\alpha \sim \delta$ であると認められる。以下では、相違点 δ の容易想到性について検討する。

イ(ア) 前記(2)イ(イ)のとおり、甲 1 5 の記載からすると、甲 1 5 に接した当業者は、甲 1 5 の補助側板は、どのような耕耘深さで作業するかにかかわらず、畑で作業する場合には畑用の取付け位置に、水田で作業する場合には水田用の取付け位置に取付けて作業し、そうすることで「より一層隣接部均平性が向上」するとの効果を奏するものと理解すると認められ、補助側板は、耕耘具により泥土が飛散するのを防ぐことによって隣接する既耕地の境界部分の均平性を高めるものであると認められる。

(イ) 他方、前記 2(4)イ(イ)のとおり、甲 1 1、甲 2 2、甲 2 4、甲 2 5 の記載によれば、これらの文献には、チェーンケースの下側部分が耕耘

地面よりも下部に位置するような深い位置で耕耘すると、前記チェーンケースによって前記耕耘地面にチェーンケース跡の溝が形成されてしまい、次工程の播種作業の障害になることから、飛散土を一部遮蔽しないようにして前記チェーンケース跡の溝に土を供給して前記チェーンケース跡の溝を埋め戻すという技術事項が記載されていたことが認められる。

(ウ) そこで、甲 1 5 発明に、飛散土を一部遮蔽しないようにしてチェーンケース跡の溝に土を供給してチェーンケース跡の溝を埋め戻すという甲 1 1、甲 2 2、甲 2 4、甲 2 5 に記載された技術事項を適用して、相違点 δ（開口部について、本件発明 1 は、耕耘された土砂を外側方に流し出し前記チェーンケース跡の溝に供給して前記チェーンケース跡の溝を埋め戻すためのものであるのに対し、甲 1 5 発明は、そのような特定がない点。）に係る本件発明 1 の構成を容易に想到することができたか問題となる。しかし、前記(ア)のとおり、甲 1 5 の補助側板は、耕耘具により泥土が飛散するのを防ぐことによって隣接する既耕地の境界部分の均平性を高めるものであり、耕耘具により泥土が飛散するのを防ぐものであるのに対し、甲 1 1、甲 2 2、甲 2 4、甲 2 5 に記載された技術事項は、一部といえども泥土の飛散を遮断せずに、かえって泥土の飛散によって溝に土を供給するというものであり、両者は、泥土の飛散を防ぐのかそれともそれを利用するのかという点で対極の技術思想に基づくものであり、したがって、甲 1 5 の補助側板に、甲 1 1、甲 2 2、甲 2 4、甲 2 5 に記載された技術事項を適用するについては阻害事由があるものと認められる。そうすると、甲 1 5 発明に甲 1 1、甲 2 2、甲 2 4、甲 2 5 に記載された技術事項を適用して相違点 δ に係る本件発明 1 の構成を容易に想到することはできなかつたと認められる。

ウ 本件発明 2 は、本件発明 1 から、「前記エプロン本体部の前記作業ロータ側に両持ち状態で接合された、弾性力を有するカバー材と、前記エプロン

本体部の前記作業ロータ側に配置された整地部材と,」及び「前記カバー材と前記整地部材とは, 前記作業ロータ側からこの順で前記エプロン本体部に接合され, 前記カバー材の後側は前記整地部材の前側と重畳し,」という構成(相違点 α に係る構成)を省き,「前記エプロンサイドプレートは, 上下を逆にして接続することによって, 前記エプロン本体部との接続状態を前記第1の状態から第2の状態へ変化させる」という構成を加えたものであり, 本件発明2と甲15発明は, 相違点 β , γ , δ において相違していると認められる。そして, 前記イ(ウ)と同様に, 上記相違点 δ に係る本件発明2の構成は容易想到であったとは認められないから, 本件発明2は甲15発明を主引用例として進歩性に欠けるとは認められない。

本件発明3～5は, 本件発明1又は本件発明2の発明特定事項を全て含み, 更に限定を加えたものであって, これまで述べたとおり本件発明1及び本件発明2は甲15発明を主引用例として進歩性に欠けるとは認められないから, 本件発明3～5も, 甲15発明を主引用例として進歩性に欠けるとは認められない。

以上によれば, 取消事由2-3(本件発明1と甲15に記載された発明の相違点の判断の誤り), 取消事由2-4(審決の一致点及び相違点の認定を前提とした場合の相違点の判断の誤り)は, いずれも理由がない。

4 取消事由3(検甲1を主引用例とする進歩性の判断の誤り)(無効理由1関係)

(1) 相違点3に関する進歩性の判断の誤り

ア 原告は, 甲14, 甲15及び甲63等には, ロータリ作業機に関し,「補助側板(エプロンサイドプレート)と均平板(エプロン本体部)との接続状態を水田用状態である第1の状態から畑用状態である第2の状態へ変化させることで, 補助側板の下側方向位置に, 耕耘された土砂を外側方に流し出しチェーンケース跡の溝に供給してチェーンケース跡の溝を埋め戻す

開口部を形成可能なこと」(甲 1 4 等技術事項)が記載されていると主張し、
検甲 1 発明に甲 1 4 等技術事項を適用することによって相違点 3 に係る本
件発明 1 の構成は容易想到であり、本件発明 1 は進歩性を有しないから、
本件審決の相違点 3 に関する進歩性の判断は誤りであると主張する。

イ 前記 2(2)イ(イ) b のとおり、甲 1 4 の記載からすると、甲 1 4 (取扱説明書)に接した当業者は、甲 1 4 の補助側板は、どのような耕耘深さで作業するかにかかわらず、畑で作業する場合には畑用の取付け位置に、水田で作業する場合には水田用の取付け位置に取り付けて作業し、そうすることで「より一層きれいな仕上がり」にするとの効果を奏するものと理解すると認められ、補助側板は、耕耘具により泥土が飛散するのを防ぐことによって隣接する既耕地の境界部分の均平性を高めるものであると認められる。また、前記 3(2)イ(イ)のとおりに、甲 1 5 の記載からすると、甲 1 5 に接した当業者も、甲 1 5 の補助側板の技術的意義について同様に認識すると認められる。他方、原告の主張する甲 1 4 等技術事項(補助側板(エプロンサイドプレート)と均平板(エプロン本体部)との接続状態を水田用状態である第 1 の状態から畑用状態である第 2 の状態へ変化させることで、補助側板の下側方向位置に、耕耘された土砂を外側方に流し出しチェーンケース跡の溝に供給してチェーンケース跡の溝を埋め戻す開口部を形成可能なこと)は、耕耘された土砂を外側方に流し出しチェーンケース跡の溝に供給してチェーンケース跡の溝を埋め戻す開口部を形成可能とするものであり、一部といえども泥土の飛散を遮断せずに、かえって泥土の飛散によって溝に土を供給するというものである。そのため、原告主張の甲 1 4 等技術事項は、甲 1 4、甲 1 5 に基づいて認められる補助側板が泥土の飛散を防ぐという役割を果たしていることとは、泥土の飛散を防ぐのかそれともそれを利用するのかという点で対極の技術思想に基づくものである。そうすると、甲 1 4、甲 1 5 に原告の主張する甲 1 4 等技術事項が記載さ

れているとは認められない。

なお、前記 2(2)イ(ウ)及び 3(2)イ(イ)のとおり、甲 1 4、甲 1 5 の記載事項と甲 6 3 の記載事項を組み合わせると甲 1 4、甲 1 5 に記載された発明を認定することもできない。また、甲 1 1、甲 2 2、甲 2 4、甲 2 5 において、甲 1 4 発明の補助側板に相当し、下部に土が流れ出る開口部が設けられる部材は、第 2 カバー (2 4) (甲 1 1)、サイドシールド (1 7) の側板 (2 0) (甲 2 2)、側部カバー (1 2) (甲 2 4)、サイドカバー (3) (甲 2 5) であり (以下、これらを併せて「補助側板相当部材」という。)、甲 1 4 発明の均平板に相当するのは、後部カバー (1 8) (甲 1 1)、エプロン (1 2) (甲 2 2)、後部カバー (1 1) (甲 2 4)、リヤカバー (1 7) (甲 2 5) である (以下、これらを併せて「均平板相当部材」という。) と認められるところ、甲 1 1、甲 2 2、甲 2 4、甲 2 5 には、補助側板相当部材の均平板相当部材への取付位置を変えることによって、補助側板相当部材の下方に開口部を設けて土を流し出し、畑で目立つ隣接部の溝、筋を低減させることは、記載されておらず、そのようなことが本件特許の原出願時に技術常識又は周知技術であったとは認められない。したがって、これらの点からしても、甲 1 4、甲 1 5 及び甲 6 3 等には甲 1 4 等技術事項が記載されていたとは認められない。

そうすると、検甲 1 発明に甲 1 4 等技術事項を適用することによって相違点 3 に係る本件発明 1 の構成は容易想到であったとは認められず、相違点 3 の容易想到性を否定した本件審決の判断に誤りはない。

ウ 本件発明 2 は、本件発明 1 から、「前記エプロン本体部の前記作業ロータ側に両持ち状態で接合された、弾性力を有するカバー材と、前記エプロン本体部の前記作業ロータ側に配置された整地部材と、」及び「前記カバー材と前記整地部材とは、前記作業ロータ側からこの順で前記エプロン本体部に接合され、前記カバー材の後側は前記整地部材の前側と重畳し、」という

構成（相違点 1 に係る構成）を省き、「前記エプロンサイドプレートは、上下を逆にして接続することによって、前記エプロン本体部との接続状態を前記第 1 の状態から第 2 の状態へ変化させる」という構成を加えたものであり、本件発明 2 と検甲 1 発明は、相違点 2，3 において相違していると認められる。そして、前記イのとおり、相違点 3 に係る本件発明 1 の構成は容易想到であったとは認められないから、本件発明 2 は検甲 1 発明を主引用例として進歩性に欠けるとは認められない。

本件発明 3～5 は、本件発明 1 又は本件発明 2 の発明特定事項を全て含み、更に限定を加えたものであって、これまで述べたとおり本件発明 1 及び本件発明 2 が検甲 1 発明を主引用例として進歩性に欠けるとは認められないことから、本件発明 3～5 も、検甲 1 発明を主引用例として進歩性に欠けるとは認められない。

以上によれば、取消事由 3（検甲 1 を主引用例とする進歩性の判断の誤り）は理由がない。

5 結論

以上によれば、原告主張の取消事由はいずれも理由がなく、本件審決に、これを取り消すべき違法はない。

よって、原告の請求を棄却することとし、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第 3 部

裁判長裁判官

鶴 岡 稔 彦

裁判官

上 田 卓 哉

裁判官

中 平 健